

この試験案内は、試験結果が発表になるまで大切に保管してください。

平成24年度

群馬県介護支援専門員

— 実務研修受講試験案内 —

— 平成24年10月28日(日)実施 —

受付期間

簡易書留郵便のみ受付

平成24年7月4日(水)～7月31日(火)

当日消印有効

群馬県で受験できるのは次のいずれかに該当する方のみです。

- (1)受験申込時点で、この試験案内に定める業務に群馬県内で従事している方
- (2)受験申込時点で、この試験案内に定める業務に従事していない方であって、**住所地(住民票に記載されている住所地)が群馬県内の方**

◎受験地を間違えて申し込んだ場合は、受付できませんのでご注意ください。

群馬県指定試験実施機関

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター

電話 027-280-4107(試験専用)
027-255-6600(代表)

お問い合わせ受付時間 9:00～17:00(土・日曜・祝日を除く)

この試験は、介護支援専門員の養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。この案内では、「平成24年度群馬県介護支援専門員実務研修受講試験」の実施及び受験申込みに必要な事項について案内します。

介護支援専門員とは

要介護者や家族からの相談に応じ、対象となる方が自立した日常生活を営めるように、要介護者・家族の意向、心身の状態、社会・心理的状況等を勘案し、保険者(市町村)、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡・調整を行いながら居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)を作成します。また、ケアプランの実行後、要介護者や家族の状況に応じて、居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)の変更・修正を行います。

介護支援専門員は、試験合格・実務研修修了後も、現任者として研鑽を必要とし、社会的責任を担う専門的な仕事です。

介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる者

保健・医療・福祉分野で、原則として5年以上の対人援助業務を経験した方が対象となりますが、有している資格や勤務していた事業所の種別等によって条件は異なります。

***詳しくは、1頁からの「受験資格」を確認するとともに、「受験に関するQ & A」(13頁)も参照のこと。**

介護支援専門員実務研修受講試験

- 試験内容：介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等、及び保健医療サービス、福祉サービスの知識等です。
- 実施主体：都道府県または都道府県が指定する法人とされていますが、本県では、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会(以下、「群馬県社会福祉協議会」と省略します。)が群馬県指定試験実施機関として指定されました。

介護支援専門員実務研修(有料)

- 研修目的：居宅サービス計画作成等のための必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成する。
- 研修内容：演習方式を主体としたものです。
- 実施主体：都道府県または都道府県が指定する法人とされています。

介護支援専門員資格の登録と介護支援専門員証の交付(有料)

1. 実務研修を終了した日から3か月を経過する日までに、都道府県知事に登録申請書を提出します。
2. 知事は、登録の手続きを行い、登録番号等を申請者に通知します。
3. 2の登録を受けた者は、知事に介護支援専門員証の交付を申請(有料)することができます。
4. 知事は、介護支援専門員証(有効期間5年)を交付します。

***介護支援専門員証の交付を受けていない者は、介護支援専門員の業務に従事することができません。**

目 次

I	平成24年度群馬県介護支援専門員実務研修受講試験	
1	試験日時	1
2	試験場所	1
3	試験出題分野	1
4	受験手数料	1
5	受験資格	1
6	試験方法	3
7	解答免除	3
8	受験申込書の受付期間及び提出先	4
9	受験票の交付	4
10	可否の発表	4
11	合格の取り消し	4
12	成績結果の提供	4
13	その他	4
	「別紙1の1」	5
	「別紙1の2」	8
	「別紙1の3」	9
	「別紙1の4」	9
	「別紙2」	10
	実務経験に関するQ & A	13
	「試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」	15
II	受験申込書等作成上の注意	25
	「別紙3」都道府県コード・市町村コード	29
	「別紙4」職種・職業コード	30
	「別紙5」施設別コード	31
	「別紙6」受験資格コード	32
	「別紙7」社会福祉主事任用資格他について	36
III	受験申込書等様式	
	受験申込書記入例	38
	(様式1)群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書	40
	実務経験証明書記入例	42
	(様式2)実務経験証明書	46
	(様式3・4)写真票・受験票	48
	(様式5)身体障害者等受験特別措置申請書	50
	(様式6～9)診断・意見書	52
	(別添)確認証明書	60
	(様式10)群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記載事項変更届	66
IV	試験会場案内図	68
V	払込取扱票	72

平成24年度 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験

1 試験日時

平成24年10月28日(日)

午前10時00分から正午まで(一部解答免除者及び身体障害者等については、終了時刻を別途定めます。)

※試験に関する説明を行いますので、各会場の指定された席に午前9時30分までに着席してください。

2 試験場所(次の会場の中から指定します。会場の選択は認められません。)

- ・第1会場 上武大学(伊勢崎キャンパス) 伊勢崎市戸谷塚町634-1 (68頁参照)
- ・第2会場 前橋医療福祉専門学校(未来学園) 前橋市石関町122-6 (69頁参照)
- ・第3会場 群馬県JAビル 前橋市亀里町1310 (70頁参照)
- ・第4会場 群馬県社会福祉総合センター 前橋市新前橋町13-12 (71頁参照)

3 試験出題分野

別表「試験問題出題範囲及び解答免除の範囲(15頁～23頁)」のとおりです。

4 受験手数料

金額 7,700円(内訳:試験事務手数料7,000円、試験問題作成事務手数料700円)

- 納入方法等
- ・試験案内に綴じられている「払込取扱票(72頁)」により、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で納入してください。
 - ・郵便振替払込料金は、群馬県社会福祉協議会が負担します。
 - ・納入を済まされたあと、「振替払込請求書兼受領証」の本書を、受験申込書の所定箇所に貼付してください。
 - ・いったん納入された受験手数料は返還できませんのでご注意ください。

5 受験資格

次の(1)勤務地等及び(2)実務経験等の要件を満たす者です。

(1) 勤務地等

本県での受験対象者は、受験申込書を提出する時点において、次のア、イに該当する者です。

ア 群馬県内で受験資格対象の業務に従事している方(産休・育休も含む。)

イ 受験申込時点で受験資格対象の業務に従事していない場合は、住所地(住民票)が群馬県内にある方

(2) 実務経験等

実務経験として算定できるのは、次の表の該当要件Ⅰ～Ⅳに掲げる業務であって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、受験者の本来業務として明確に位置づけられている業務に従事した期間です。

該当要件	対象となる業務	実務経験期間
Ⅰ 法定資格	国家資格及び都道府県知事資格取得者で次に掲げる資格を有する者をいう。(以下「法定資格取得者」という。) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士	Ⅰ、Ⅱ及びⅢの期間が通算(合計)して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること。なお、Ⅰについて、法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間であること。
Ⅱ 相談援助等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・「別紙1の1」に掲げる施設等において必置とされている、相談援助業務に従事する者 ・「別紙1の2」に掲げる相談援助業務に従事する者 ・「別紙1の3」に掲げる相談援助業務に従事し、下記の①から③のいずれかに該当する者 ・「別紙1の4」に掲げる者であり、かつ下記の①から③のいずれかに該当する者 <p>*「別紙1の2」の中で、「主として」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている必要があるということです。</p>	

<p>Ⅲ 介護等業務 (5年)</p>	<p>「別紙2」に掲げる介護等に従事し、下記の①から③のいずれかに該当する者</p> <p>*「別紙2」の中で、「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられている必要があるということです。</p> <p>*同じく「別紙2」の中の「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事、その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいいます。</p>	<p>I、II及びⅢの期間が通算(合計)して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること。なお、Iについて、法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間であること。</p>
<p>Ⅳ 介護等業務 (10年)</p>	<p>「別紙2」に掲げる介護等に従事し、下記の①から③のいずれにも該当しない者</p> <p>*「別紙2」の中で、「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられている必要があるということです。</p> <p>*同じく「別紙2」の中の「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事、その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいいます。</p>	<p>Ⅳの期間が通算(合計)して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上であること。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>①社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修(社会福祉施設長資格認定講習会等)を修了した者→詳しくは別紙7(37頁)を参照</p> <p>②「別紙1の1、別紙1の2」に掲げる業務に従事した期間が1年以上ある者</p> <p>③Iに掲げる資格を取得した場合</p> <p>◎社会福祉主事任用資格他の要件→詳しくは別紙7(36頁)を参照</p>		

(従事日数等についての留意事項)

- ア 従事日数については、1日の勤務時間が短い場合においても1日勤務したものとします。
- イ 従事した期間、日数については、試験日前日(平成24年10月27日)までに、満たす見込みである方も受験は可能です。必要な期間が経過後、11月2日(金)までに「実務経験証明書(確定済)」を提出していただきます。11月2日(金)までに提出されない場合は受験を無効とします。

(受験対象の範囲の具体的判断について)

要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要で、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に算定できません。

(3) 受験対象者についての留意事項

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める登録を受けることができないので留意してください。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 法第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
- キ 法第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しない者

6 試験方法

- (1) 出題方式
五肢複択方式

- (2) 出題数、試験時間等

区 分		問題数	試 験 時 間
介護支援分野	・介護保険制度の基礎知識 ・要介護認定等の基礎知識 ・居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 *点字受験者 1.5倍
保健医療福祉 サービス分野	・保健医療サービスの知識等 基礎	15問	180分 *弱視等受験者 1.3倍
	・保健医療サービスの知識等 総合	5問	
	・福祉サービスの知識等	15問	156分
合 計		60問	

7 解答免除

- (1) 法定資格取得者について、当該資格試験においてその知識が確認されている分野との内容の重複を避けるため専門分野ごとに解答免除を設けます。

法定資格取得者については、当該資格の免許等の写しを受験申込書に添付してください。

法定資格を複数取得している者については、当該資格免許の写しを(3)の、甲・乙・丙の区分につき一資格ずつ添付してください。(26頁の③を参照してください。)

甲・乙・丙又は甲・丙の資格を有する者は、医師等及び福祉士の双方の免除対象となり、乙・丙の資格を有する者は、薬剤師等及び福祉士の双方の免除対象となります。

法定資格取得者については、本人の希望による選択免除ではなく一律免除とします。

- (2) 解答免除の範囲は、「試験問題出題範囲及び解答免除の範囲(15頁～23頁)」の大項目のB又はCに示すとおりです。

- (3) 解答免除の形態及び免除問題数

区 分	問題数	<甲> 医師等	<乙> 薬剤師等	<丙> 福祉士	
		医師 歯科医師	詳細は表下 (注)に記載し てあります。	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	
介護支援分野	25問	受験	受験	受験	
保健医療福祉 サービス分野	・保健医療サービスの知識等 基礎 ・保健医療サービスの知識等 総合	15問 5問	免除 免除	免除 受験	受験 受験
	・福祉サービスの知識等	15問	受験	受験	免除
合 計 (解答数)	60問	40問	45問	45問	

- (注) 表中の<乙>薬剤師等とは、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師である。

- (4) 試験時間
解答免除区分により、1問につき2分間試験時間が短縮されます。

8 受験申込書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間
平成24年7月4日(水)から7月31日(火)までです。
- (2) 提出方法
簡易書留郵便による郵送としてください。(郵送によるもの以外は受け付けません。)
- (3) 提出先
郵便番号 〒371-8525
住 所 前橋市新前橋町13番地の12
群馬県社会福祉総合センター
群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

- * 受験申込書の提出は、必ず所定の封筒(別添)を使用し、簡易書留郵便扱いにしてください。
- * 受験申込書は、平成24年7月31日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。
平成24年8月1日(水)以降の消印のものについて、一切受け付けませんのでご注意ください。

9 受験票の交付

受験票は、受験資格審査完了後の平成24年10月上旬に発送する予定です。

平成24年10月15日(月)までに未着の場合又は受験免除区分に誤りがある場合は、10月19日(金)までにお問合せください。

10 合否の発表

期 日 平成24年12月10日(月)

発表方法 受験者全員に合否通知を郵送します。(当日発送)

群馬県社会福祉協議会ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

<http://www.g-shakyo.or.jp/>

・その他、群馬県庁2階県民センター前掲示板、県中部福祉事務所及び各県保健福祉事務所に掲示します。

なお、電話による照会には応じられません。

11 合格の取り消し

受験資格を偽るなど、不正に受験した者の合格は取り消します。

12 成績結果の提供

群馬県社会福祉協議会情報開示規程第7条の規定に基づき、合否通知において成績結果を提供します。

成績結果を提供することを原則としますので、提供を希望しない場合は、受験申込書の中の「無」を○で囲んでください。

13 その他

- (1) 試験会場の収容人数には制限があるため、会場の希望には応じられません。
- (2) 試験当日は、試験会場への問い合わせは一切受け付けません。
- (3) 試験室の入口には、当該試験室における受験者の受験番号が掲示されます。
- (4) 着席後は、机の上に受験票を置き、受験番号を明示してください。
- (5) 筆記用具は、HBの鉛筆等及びプラスチック消しゴムを必ず用意してください。
- (6) 試験会場内(構内を含む)は禁煙です。
- (7) 試験会場での、携帯電話等の通信機器の使用は禁止します。入室前に必ず電源を切ってください。
- (8) 時計は各自で用意してください。(携帯電話等の時計機能の使用は禁止)
- (9) 試験会場の駐車場は駐車台数に限りがあります。できるだけ公共交通機関を利用してください。
(路上駐車は、地域住民に迷惑をかけるほか、警察署からも固く禁じられています。)

「別紙1の1」

施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第58条第1項に規定する**児童指導員及び児童発達支援管理責任者**
- (2) 身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する**身体障害者福祉司及びケース・ワーカー**
- (3) 障害者支援施設にあっては、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する**生活支援員**及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定する**サービス管理責任者**
- (4) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する**生活支援員**並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する**指導員**
- (5) 福祉ホームにあっては、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条に規定する**管理人**
- (6) 身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する**身体障害者に関する相談に応ずる職員**
- (7) 救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する**生活指導員**
- (8) 福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する**指導監督を行う所員**(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する**身体障害者福祉司**、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する**知的障害者福祉司**、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する**社会福祉主事**(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する**現業を行う所員**(現業員)
- (9) 知的障害者更生相談所にあっては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1に規定する**ケース・ワーカー**
- (10) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する**生活支援員**
- (11) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

にあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び第2項第1号に規定する**主任生活相談員及び生活相談員**、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する**生活相談員**、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号に規定する**生活相談員**、同省令附則第6条第1項第2号に規定する**主任生活相談員及び生活相談員**、同省令附則第14条第1項第3号に規定する**入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員**、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する**相談・指導を行う職員**及び第3に規定する**相談・指導を行う職員**並びに老人介護支援センターにおいて**相談援助業務を行っている職員**

- (12) 老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第42条第1項第1号に規定する**生活相談員**、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号に規定する**生活相談員**
- (13) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)に基づき配置された**指導員**
- (14) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている**生活相談員**
- (15) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている**相談員**
- (16) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館において**相談援助業務を行っている職員**及び「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)に基づく広域隣保活動を行うに当たり**相談援助業務を行っている職員**
- (17) 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において**相談援助業務を行っている職員**
以下に示す実施要綱により、必置とされている**相談援助職員**とする。
ア. 「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)厚生省社会・援護局長通知)
- (18) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設において**相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー**
- (19) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場において**相談援助業務を行っている指導員**
- (20) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設において**相談援助業務を行っている主任指導員**
- (21) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っていた施設における**児童指導員**

- (22) 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる児童発達支援事業所にあつては、**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項に規定する職員(同条第1項に規定する児童指導員に限る。)**及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号に規定する**児童指導員**
- (23) 視聴覚障害者情報提供施設にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定する聴覚障害者情報提供施設において**身体障害者に関する相談に応ずる職員**
- (24) 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う者に限る。)を行う施設にあつては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む)に規定する**生活支援員**並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む)に規定する**サービス管理責任者**
- (25) 地域活動支援センターにあつては、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号に規定する**指導員**
- (26) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記7(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において**相談援助業務を行っている職員**、別記7(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において**相談援助業務を行っている職員**、別添1「障害者相談支援事業」における**相談援助業務を行っている職員**並びに別添3「障害児等療育支援事業」における**相談援助業務を行っている職員**
- (27) 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条(第40条において準用する場合を含む。)に規定する**指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者**
- (28) 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する**相談支援専門員**
- (29) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する**相談支援専門員**
- (30) 障害者自立支援法第5条第10項に基づく共同生活介護及び同条第16項に基づく共同生活援助を行っている事業所において**相談援助業務を行っている職員**
- (31) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設における**生活相談員**
- (32) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける**生活援助員**
- (33) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている**生活援助員**

- (34) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターにおいて**相談援助業務を行っている職員**
- (35) 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において**相談援助業務に従事している者**
- (36) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における**精神保健福祉相談員**
- (37) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあつては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する**精神障害者社会復帰指導員**並びに第33条第1項第1号に規定する**管理人**
- (38) 「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく介護実習・普及センターにおいて**相談援助業務を行っている職員**
- (39) 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第1項に規定する**児童指導員**
- (40) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進事業において**相談援助業務を行っている相談員**
- (41) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおいて**相談援助業務を行っている生活相談指導員**
- (42) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添11(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する**専門員**
- (43) 法第115条の45第1項に基づく地域包括支援センターにあつては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において**相談援助業務に従事している者**
- (44) 「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発第0507004号・障発第0507003号)の別紙3(障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱)に基づく障害者就業・生活支援センターにおいて**生活支援を専門に担当する職員**

「別紙1の2」

法律に定められた相談援助業務に従事する者

- (1) 町村(福祉事務所設置町村を除く。)の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として**相談援助業務に携わっている者**
- (2) 保健所において**公共医療事業に従事する者**

「別紙1の3」

- (1) 医療機関において**医療社会事業に従事する者**(患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について**相談、指導を担当する者**)
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、**相談援助業務・連絡調整業務に従事している者**
- (3) (2)のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む)に係わる業務を行っている事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等)であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるものにおいて、**相談援助業務・連絡調整業務に従事している者**(別添の「確認証明書」(P60～65)を添付してください。)

「別紙1の4」

- (1) 老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設の**施設長**
- (2) 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び**自立支援のための相談援助を行う者**(社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)による**試験に合格し、登録された手話通訳士**であるものに限る。)

*介護職員基礎研修課程若しくは、訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修(社会福祉施設長資格認定講習会等)を修了した者とは

- ・介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)に基づく介護職員基礎研修課程又は、2級課程修了者(介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)附則第16条に定める者を含む。)

↓

「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」に基づき、家庭奉仕員講習会を修了した者と、昭和62年以前に実施された「家庭奉仕員の採用時研修について」に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者を含む。

- ・「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
- ・福祉用具供給事業従事者現任研修(福祉用具供給事業従事者研修の修了後、5年以内に保健・医療・福祉に関し、合わせて95時間の研修課程)を修了した者

「別紙2」

1. 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護等の業務である者
2. 障害者自立支援法附則41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務である者
3. 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
4. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
5. 障害者自立支援法に規定する居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業の訪問介護員
6. 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。)を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
7. 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
〔「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等」及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係わる介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付け社庶第30号)の2の(3)のとおりである。〕
8. 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
(空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。)
9. 介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事する者
〔事業として継続、反復している事業者には雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること
ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者
イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っている者
オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること)〕
10. 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

11. 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の**介護職員**
12. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において利用者の療育に**直接従事した職員**(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
13. 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる児童発達支援事業所において**利用者の療育に直接従事する職員**(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
14. 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記5に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記7(3)に基づく「訪問入浴サービス事業」を行っている職員、別記7(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービスを提供する者、別記7(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている職員、別記7(10)に基づく「生活サポート事業」を行っている者のうち、その**主たる業務が介護等の業務である者**
15. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その**主たる業務が介護等の業務である者**
16. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その**主たる業務が介護等の業務である者**
17. ハンセン病療養所における介護員等その**主たる業務が介護等の業務である者**

[<ul style="list-style-type: none"> ア. 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること イ. 上記以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とすること]
---	---	---
18. 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け発児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その**主たる業務が介護等の業務である者**
19. 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その**主たる業務が介護等の業務である者**
(児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)
20. 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の**介護職員**
21. 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の**介護従業者**
22. 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の**介護従業者**
23. 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する法第8条第8項に規定する通所リハビリテー

ションをいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)の**介護職員**

実務経験に関するQ & A

パートで該当業務に従事していますが、業務期間としてよいでしょうか？
また、1日の勤務時間が短いのですが、1日として算定してよいでしょうか？

業務期間とは、**雇用契約に基づき勤務していた期間**です。常勤、非常勤、パート・アルバイト等の雇用の形態は一切問いません。

また、**1日の勤務時間が短くても、1日として算定できます。**

国家資格を取得する前から勤務していましたが、取得前の期間は国家資格に基づく業務に含まれますか？

国家資格に基づく業務とは、国家資格取得証明書(登録証)の登録年月日以降に従事する業務ですので、**登録日前の業務は含まれません。**

ただし、**社会福祉士と介護福祉士については、登録日前に所定の相談援助業務や介護業務に従事していた期間は、実務経験に含むことができます。**

訪問介護員2級課程を修了し、現在病院で看護助手として、入院患者の介護に従事しています。実務経験となりますか？

実務経験として算定できます。

ただし、空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務を行っている場合は算定できません。

看護師として4月1日に一般病院に採用され勤務していますが、看護師免許証は4月28日付けです。実務経験は4月1日から算定できますか？

看護師(准看護師を含む)**免許登録日前の期間は算定できません**ので、実務経験は4月28日からとなります。

無資格で病院のMSW(メディカルソーシャルワーカー)として10年間従事していますが、受験資格はありますか？

無資格では、**何年従事しても受験資格はありません。**

ただし、以下のいずれかの要件を満たしている場合、受験することができます。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護職員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了した場合
- (2) 「別紙1の1、1の2」に掲げる業務に従事した期間が1年以上ある場合
- (3) 1に掲げる資格を取得した場合

訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修とはどのようなものですか？

福祉用具供給事業従事者現任研修(福祉用具供給事業従事者研修と合わせて95時間研修)及び**施設長資格認定講習会**等のことです。

勤務していた事業所(法人)が廃業してしまったために、申込に際して実務経験証明書が発行してもらえません。どうすればいいですか？

原則として、実務経験証明書が提出できない場合は、業務従事期間と認められません。

当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合のみ、受験資格について審査します。

ただし、**実務経験証明書で必要とする内容をすべて確認できるものがある場合には、当該証明書(原本)をもって代えることも可とします。**

なお、いずれの場合にも、受験資格確認のため、別途確認書類を提出していただくことがあります。

社会福祉主事任用資格の証明では、何が必要ですか？

卒業証明書と単位取得証明書(成績証明書)が必要となります。
また、福祉系の大学で、社会福祉主事任用資格の取得証明が取得できる方は、その証明で構いません。
(別紙7(P36)を参照してください。)

介護福祉士(社会福祉士)の資格証明あるいは、試験問題免除の際の証明は、試験の合格証明書の写しでよいでしょうか？

「介護福祉士法及び社会福祉士法」(昭和62年法律第30号)第42条の規定により、介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士になるには、試験合格後、**介護福祉士登録簿に登録しなければなりません**。このため、**登録証の写し**でなければなりません。
(社会福祉士、精神保健福祉士も同様です。)

准看護師の資格を取るための学校へ通いながら見習いで働いていましたが、その期間は実務経験としてよいですか？

実務経験には算定できません。

医薬品の卸売販売店で管理薬剤師として勤務し、薬の在庫管理等をしていましたが、実務経験となりますか？

要援護者への直接的な支援である調剤業務や薬に対する相談指導等は、実務経験とみなされますが、薬の在庫管理や研究業務は実務経験となりません。

保育士、臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技師の資格に基づく業務は、実務経験と認められますか？

認められません。

登録ヘルパーとして2カ所の事業所で勤務していますが、この場合の就業期間及び従事日数は通算できますか？

同一期間内に複数の勤務先に勤めている場合、重複している業務期間は通算できません。また、従事日数は、1日に2カ所勤務しているような場合は1日として計算されます。

栄養士の免許をもち、民間企業の社員食堂の献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか？

栄養士業務は、**栄養指導に従事するもの**とされています。(栄養士法第1条)
献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な援助業務ではないため、受験に必要な実務経験として認められません。

看護師として5年間、一般病院で看護業務を行ってきましたが、その間1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか？

育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、就業期間の算入対象にはなりません。ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	A B C			中項目	小項目
			A	B	C		
一 この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	○			1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
						2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
						3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
						4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
		2. 介護保険と介護支援サービス	○		—	—	
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	○			1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
						2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
						3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
						4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限

介護保険法別表の科目	区分	大項目				中項目	小項目					
			A	B	C							
						5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設					
						6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画					
						7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務					
						8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業					
						9 地域支援事業	1 介護予防等事業 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成					
						10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター					
						11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務					
						12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係					
						13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等					
						14 検討規定(附則)	—					
						二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	○		1 介護保険制度におけるケアマネジメント 2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス 1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目			小項目			
			A	B	C				
						4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点			
						5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点			
						6 適切なサービス利用（効果性、効率性）の視点			
						7 保健・医療・福祉サービス（保険給付サービス等）とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点			
						3 介護支援専門員の基本姿勢	—		
						4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底		
							2 チームアプローチの実施—総合的判断と協働		
							3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正		
							4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持		
							5 信頼関係の構築		
							6 社会資源の開発		
							5 ケアマネジメントの記録	—	
						2. 介護支援サービス方法論	○	1 居宅介護支援サービスの開始過程	—
								2 居宅サービス計画作成のための課題分析	—
								3 居宅サービス計画作成指針	—
								4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—
3. 介護予防支援サービス方法論	○	1 介護予防支援サービスの開始過程	—						
		2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—						
		3 介護予防サービス計画作成指針	—						
		4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—						
4. 施設介護支援サービス方法論	○	1 施設介護支援サービスの開始過程	—						
		2 施設サービス計画作成のための課題分析	—						
		3 施設サービス計画作成指針	—						
		4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—						
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論（高齢者介護総論）	1. 総論 I 医学編	○	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴				
				2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴				
				3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	3 高齢者に多くみられる各種の疾患				
				4 介護技術の展開	1 全身の観察とバイタルサイン				
					2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント				
					1 検査値の変動について				
					2 検査各論				
					1 身体介護と家事援助の関連				
					2 食事の介護				
					3 排泄および失禁の介護				
					4 褥瘡への対応				
					5 睡眠の介護				
					6 清潔の介護				
					7 口腔のケア				
				5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方				
					2 リハビリテーションの基礎知識				
					3 リハビリテーションの実際（訓練と援助の実際）				
				6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態				

介護保険法別表の科目	区分	大項目				中項目	小項目
			A	B	C		
						2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス	
					7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護	
					8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解	
					9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換	
					10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等	
					11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理	
					12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護	
					13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法（HOT） 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻増設術（PEG） 7 ペースメーカー	
					14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変	
					15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）	
		2. 総論Ⅱ 福祉編			○ 1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見	
					2 ソーシャルワークとケアマネジメント（介護支援サービス）	—	
					3 ソーシャルワーク（社会福祉専門援助技術）の概要	1 個別援助技術（ソーシャルケースワーク） 2 集団援助技術（ソーシャルグループワーク） 3 地域援助技術（コミュニティワーク）	
					4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ	
		3. 総論Ⅲ 臨死編			○ 1 チームアプローチの必要性および各職種の役割	—	
					2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL	
					3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア	

介護保険法別表の科目	区分	大項目				中項目	小項目		
			A	B	C				
5. 高齢者支援展開論（居宅サービス事業各論）	1. 訪問介護方法論				○	1 訪問介護の意義・目的	—		
					2 訪問介護サービス利用者の特性	—			
					3 訪問介護の内容・特徴	—			
					4 介護支援サービスと訪問介護	—			
	2. 訪問入浴介護方法論					○	1 訪問入浴介護の意義・目的	—	
						2 訪問入浴介護利用者の特性	—		
						3 訪問入浴介護の内容・特徴	—		
						4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—		
	3. 訪問看護方法論					○	1 訪問看護の意義・目的	—	
						2 訪問看護サービス利用者の特性	—		
						3 訪問看護の内容・特徴	—		
						4 介護支援サービスと訪問看護	—		
	4. 訪問リハビリテーション方法論					○	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—	
						2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—		
						3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—		
						4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—		
	5. 居宅療養管理指導方法論						○	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
							2 医学的管理サービス利用者の特性	—	
							3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—	
							4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—	
							5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—	
							6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—	
							7 薬剤管理指導の意義・目的	—	
							8 薬剤管理指導利用者の特性	—	
							9 介護支援サービスと薬剤管理指導	—	
	6. 通所介護方法論						○	1 通所介護の意義・目的	—
							2 通所介護サービス利用者の特性	—	
							3 通所介護の内容・特徴	—	
							4 介護支援サービスと通所介護	—	
	7. 通所リハビリテーション方法論						○	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
							2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—	
							3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—	
							4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—	
	8. 短期入所生活介護方法論						○	1 短期入所生活介護の意義・目的	—
							2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—	
							3 短期入所生活介護の内容・特徴	—	
							4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—	
	9. 短期入所療養介護方法論						○	1 短期入所療養介護の意義・目的	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目				中項目	小項目
			A	B	C		
						2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
						3 短期入所療養介護の内容・特徴	—
						4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—
						10. 特定施設入居者生活介護方法論	○
		2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—				
		3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—				
		4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—				
		11. 福祉用具及び住宅改修方法論	○	1 福祉用具の意義・目的	—		
				2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—		
				3 福祉用具の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと福祉用具	—		
				5 住宅改修の意義・目的	—		
				6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—		
				7 住宅改修の内容・特徴	—		
				8 介護支援サービスと住宅改修	—		
		6. 高齢者支援展開論（地域密着型サービス事業各論）	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	○		1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
						2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—
						3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—
			2. 夜間対応型訪問介護方法論	○		1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
						2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—
3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—						
3. 認知症対応型通所介護方法論	○			1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—		
				2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—		
				3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—		
4. 小規模多機能型居宅介護方法論	○			1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—		
				2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—		
				3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—		
5. 認知症対応型共同生活介護方法論	○			1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
				2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—		
				3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—		
6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	○			1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—		
				2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—		
				3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—		

介護保険法別表の科目	区分	大項目				中項目	小項目	
			A	B	C			
		7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論			○	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—	
					2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—		
					3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—		
		8. 複合型サービス方法論			○	1 複合型サービスの意義・目的	—	
					2 複合型サービスの利用者の特性	—		
					3 複合型サービスの内容・特徴	—		
		7. 高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問介護方法論			○	1 介護予防訪問介護の意義・目的	—
						2 介護予防訪問介護サービス利用者の特性	—	
	3 介護予防訪問介護の内容・特徴					—		
	4 介護予防支援サービスと介護予防訪問介護					—		
	2. 介護予防訪問入浴介護方法論				○	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—	
					2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—		
					3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—		
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—		
	3. 介護予防訪問看護方法論				○	1 介護予防訪問看護の意義・目的	—	
					2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—		
					3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—		
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—		
	4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論				○	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—	
					2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—		
3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴					—			
4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション					—			
5. 介護予防居宅療養管理指導方法論				○	1 医学的管理サービスの意義・目的	—		
				2 医学的管理サービス利用者の特性	—			
				3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—			
				4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—			
		5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性		—				
		6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導		—				
		7 薬剤管理指導の意義・目的		—				
		8 薬剤管理指導利用者の特性		—				
		9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導		—				
6. 介護予防通所介護方法論			○	1 介護予防通所介護の意義・目的	—			
			2 介護予防通所介護サービス利用者の特性	—				

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目			小項目	
			A	B	C		
					3 介護予防通所介護の内容・特徴	—	
					4 介護予防支援サービスと介護予防通所介護	—	
		7. 介護予防通所リハビリテーション方法論		○		1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
						2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
						3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
						4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
		8. 介護予防短期入所生活介護方法論		○		1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
						2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
						3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
						4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
		9. 介護予防短期入所療養介護方法論		○		1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
						2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
						3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
						4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
		10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論		○		1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
						2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
						3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
						4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—
		11. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論		○		1 介護予防福祉用具の意義・目的	—
						2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—
						3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—
						4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—
						5 介護予防住宅改修の意義・目的	—
						6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	—
						7 介護予防住宅改修の内容・特徴	—
						8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—
		8. 高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス事業各論）	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	○		1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—
2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—						
3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—						
2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	○			1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—		
				2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—		
				3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目			小項目			
			A	B	C				
		3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論			○	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
					○	2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—		
					○	3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—		
	9. 高齢者支援展開論（介護保険施設各論）	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論			○	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—		
					○	2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—		
					○	3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—		
		2. 介護老人保健施設サービス方法論			○	1 介護老人保健施設の意義・目的	—		
					○	2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—		
					○	3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—		
		3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論				○	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—	
						○	2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—	
						○	3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—	
	○					4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	—		
	○					5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	—		
	○					6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	—		
10. 高齢者支援展開論（社会資源活用論）	1. 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論			○	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—			
				○	2 社会資源間での機能や役割の相違	—			
				○	3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—			
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ			○	1 要介護認定基準について	—		
					○	2 認定調査	—		
					○	3 主治医意見書	—		
					○	4 一次判定の概略	—		
					○	5 介護認定審査会における二次判定の概略	—		
		2. 一次判定の仕組み				○	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—	
						○	2 要介護認定等基準時間の算出方法	—	
		3. 二次判定の仕組み					○	1 二次判定の基本的方法	—
							○	2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—
							○	3 二次判定のポイント	—
							○		—
							○		—

(注1) 「大項目」欄のA～Cについては、下記のとおり「解答免除の範囲」を示す。

- A 「介護支援分野」
- B 「保健医療福祉サービス分野」中、保健医療サービス分野の知識等
- C 「保健医療福祉サービス分野」中、福祉サービス分野の知識等

(注2) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

※関連通知の具体例について

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興課長通知)
- 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号各都道府県知事宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

受験申込書等作成上の注意

1. ※部分は記入しないこと。
2. 青か黒のインク又はボールペンを使って、楷書で正確に記入してください。数字はすべて算用数字を用いてください。
3. 受験申込書の記入を誤った場合は、受験者本人の申込書署名欄の印鑑で訂正してください。
4. 提出書類

①受験申込書(様式1)

- (1) 試験手数料7,700円を、試験案内に添付されている「払込取扱票」により、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で納付した後、「振替払込請求書兼受領証」の本書を、受験申込書裏面の所定位置に四隅までのり付けをして貼ってください。(払込機能付ATM利用での納付の場合は、「ご利用明細票」となります。)
- (2) 氏名は戸籍(外国籍の場合には、外国人登録済証明書)に記載されているとおりに、記入してください。
- (3) 「フリガナ」はカタカナで記入し、濁点、半濁点も一文字として記入してください。
- (4) 「性別」欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- (5) 生年月日は、該当数字を○で囲み、算用数字で記入してください。
- (6) 現住所は必ずフリガナを付し、市町村名、番地(アパート、マンション等の場合は、必ず名称・棟番号・室番号まで記入)、様方まで正確に記入してください。合否通知は現住所あて郵送します。記入が不正確の場合届かないことがあります。また、郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。
- (7) 「都道府県コード」及び「市町村コード」欄は、別紙3(P.29)の都道府県コード及び市町村コードを記入してください。
- (8) 連絡先欄は、受験申込書等の記載内容について照会をする場合がありますので、その際に適当と思われる電話番号を記載してください。
- (9) 「受験資格」欄は、「資格該当項目」の該当する数字を○で囲み、別紙4(P.30)の「職種コード」・「職種」を記入してください。
「実務経験年数」欄に業務に従事した通算の年数を記入してください。
- (10) 「勤務先施設名」は、現在の勤務先名をフリガナを付して記入し、所在地については、都道府県、市町村名、番地まで正確に記入してください。電話番号も忘れずに記入してください。
勤務先の「施設別コード」、「職業コード」及び「市町村コード」については、別紙5(P.31)の施設別コード、別紙4(P.30)の職業コード、別紙3(P.29)の市町村コードを記入してください。無職の方は「〇〇」で、市町村コードは、住所と同じものを記入してください。(例：前橋市→201)
無職又は、現在受験資格対象の業務に従事していない場合は、必ず住民票を添付してください。(氏名、住所の確認のため)
- (11) 身体障害者等により受験の際なんらかの配慮を希望する場合は、受験上配慮を必要とする事項「有」を○で囲んでください。(併せてP.27の⑥を参照のこと)
- (12) 「群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験経歴」の欄は、群馬県で前年度(平成23年度)、前々年度(平成22年度)に受験された方のみ記載願います。
「受験年度」「受験番号*1」「受験時氏名*2」「受験時解答免除対象法定資格名」を記載することにより、実務経験証明書の提出を省略することができます。
(*1)番号がわからない場合は空欄で結構です。
(*2)当時と(婚姻等により)氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
- (13) 職歴は、受験資格に該当する業務従事期間について記入してください。
(記入例)
〇〇〇施設名 施設種別 職種名 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇〇〇日)
〇〇〇施設名 施設種別 職種名 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇〇〇日)
業務従事期間として算定する施設が複数ある場合は、最近のものから順に記入してください。
なお、勤務先等の確認のため申込時点で勤務先を必ず記入してください。
受験資格該当コード欄には、別紙6(P.32)「受験資格コード」から記入してください。
※受験資格Iに該当する方は、「810」を記入してください。

②実務経験証明書(様式2)

A. 前年度(平成23年度)、前々年度(平成22年度)に群馬県で受験された方は、受験申込書に「受験年度」「受験番号」「受験時氏名」「受験時解答免除対象法定資格名」を記載することにより、実務経験証明書の提出を省略することができます。

B. 群馬県にて初めて受験される方、平成21年度以前に受験された方は、以下の事項に留意の上、実務経験証明書を添付してください。

※様式2表面(P.46)の「記入上の注意」、裏面(P.47)の「記入要領等」を併せて参照のこと。

(1) 証明日現在では業務従事期間の要件に満たない場合でも、試験日前日までに業務従事期間要件を満たすと見込まれる場合は受験できます。区分欄の「見込」の方を○で囲んで提出してください。

ただし、受験申込書提出時に「見込」の区分において証明書を提出した場合は、**11月2日(金)(当日消印有効)までに「確定済」区分の証明書を改めて提出しなければなりません。**提出のない場合、**受験を無効**とします。

(2) 「見込」の区分において証明書を提出する場合、あらかじめ「様式2」を必要数両面複写し、改めて提出する際にその様式を使用してください。

(3) 業務従事期間の日数換算については、1日の勤務時間が短い場合でも1日勤務したものとします。

(4) 現在は無職であっても、過去に就業した経験があり、その業務従事期間が受験資格を満たす場合は受験できますので、過去に就業した施設で証明を受けてください。

(5) 複数の法人(経営主体)での業務期間を通算して受験資格を満たす場合は、「実務経験証明書」の**両面を複写**して、それぞれの法人等で証明を受けてください。

(6) 証明は施設長等の証明権限を有する方から受けてください。なお、証明印が職印(法人格を持たない施設等の場合は、施設長個人の実印)でない場合は、証明書と認められません。

(7) 家政婦の実務経験については、当該受験者が登録する看護師・家政婦紹介所の長又は代表者から証明をもらってください。

(8) 証明者と受験者が同一の場合については、受験者自身が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等業務従事期間を客観的に証明できる書類の写しを添付してください。なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うにあたり、許可・認可・届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的(月次、年次)報告書や業務日誌を証明書類として提出してください。

(9) 就業していた施設の廃業などで業務従事期間を証明することが不能の場合は、業務従事期間と認められません。

(10) 婚姻等により**実務経験証明書と受験申込者の氏名が違う場合**、受験申込者は、**戸籍抄本**を添付してください。

③資格免許証、登録証等の写し(A4判に縮小コピー願います。)

(1) 法定資格を複数取得している者については、それぞれ添付してください。

(2) 氏名等が変更になり免許証、登録証を書き換えた場合には、免許証等の裏面に記入されている登録事項等の変更証明についても、写しを添付してください。

(3) 前年度(平成23年度)、前々年度(平成22年度)に群馬県で受験された方も**必ず添付**してください。

④写真票(様式3)

(1) 写真票には、氏名(フリガナ)及び住所、電話番号、生年月日を記入してください。

(2) 写真は、上半身、脱帽、正面向で、6か月以内に撮影した無背景のもの(縦4cm×横3cm)を貼ってください。カラーでも白黒でも構いません。**(写真の裏にも氏名及び生年月日を記入してください。)**

⑤受験票(様式4)

(1) 受験票の表に必ず**50円切手**を貼り、郵便番号、住所、氏名を明記してください。

(2) 受験票の裏面にも氏名(フリガナ)を記入してください。

(3) 受験票の裏面の受験番号、試験場所、解答免除形態の欄は記入しないでください。

⑥身体障害者等に対する受験特別措置について(様式5)

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱などの理由により、補聴器や車椅子の持参使用など、通常の受験体制では受験が困難な受験者は、「診断・意見書」(様式6、7、8、9：P.52～P.58)を添付し、その旨を申請してください。障害の種類及び程度を審査の上特別配慮(例えば、試験時間の延長、別室の設定等)の可否を通知します。

また、特別措置の対象となる者に該当することが下表により身体障害者手帳により確認できる場合にあっては、当該手帳の写しの提出をもって医師による診断・意見書に代えることができます。

	特別措置の対象となる者		身体障害者手帳の記載事項により確認できる範囲	
			障害名	級別
視覚障害者	日常生活で点字を使用している者		視覚障害	1～6級
	上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者		視覚障害	1～4級
	上記以外の視覚障害者	比較的重度の者	視覚障害	5、6級
		上記以外の者	—	—
聴覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者		聴覚障害	2級
	上記以外の聴覚障害者		聴覚障害	3、4、6級
肢体不自由者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者		体幹機能障害	1級
	両上肢の機能障害が著しい者		上肢機能障害	1級
	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者		下肢機能障害	1級
	上記以外の肢体不自由者	比較的重度の者	脳原性運動機能障害(移動機能障害を除く)	1、2級
上記以外の者		—	—	

⑦確認証明書

受験資格Ⅱの「別紙1の3」の(3)にある民間サービス事業で就業経験のある受験者は、事業主から別添の「確認証明書」(P.60～P.65)により当該事業者がサービス指針(ガイドライン)を満たすことの証明を受けてください。

⑧その他添付書類

- (1) 受験資格Ⅱの「別紙1の3」、「別紙1の4」及び受験資格Ⅲに該当する受験者は、介護職員基礎研修課程若しくは、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修(施設長資格認定講習会等)を修了したことを証明する書類等、次のいずれかの書類を添付してください。
なお、研修等修了後に籍の訂正(修了証等の姓と現在の姓が異なる場合)等があった場合は、併せて戸籍抄本を添付してください。
 - ア 社会福祉主事任用資格証明書の写し(2)を参照してください。)
 - イ 介護職員基礎研修課程若しくは、訪問介護員養成研修2級課程修了証明書の写し(1級課程の修了証明書でも構いません。)
 - ウ 社会福祉施設長資格認定講習会修了書の写し
 - エ 福祉用具供給事業従事者研修及び同従事者現任研修修了証明書の写し
 - オ 家庭奉仕員講習会修了書の写し
 - カ 家庭奉仕員採用時研修修了証の写し
- (2) 社会福祉主事任用資格は、下記のいずれかの書類で証明してください。(「別紙7(P.36)」参照)
 - ア 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者については、社会福祉主事任用資格証明書(卒業証明書及び単位取得証明書でも可)の原本
 - イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者については、修了証の写し
 - ウ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者については、合格証の写し
- (3) 受験資格Ⅲの「別紙2」の9.カに該当する受験者のうち、ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において、介護等の業務を行っている者については、その所属団体の団体概要を添付してください。また、その所属団体が市区町村ボランティアセンター等に登録されている場合は、その旨を証明する書類(様式自由)を添付してください。
- (4) 現在、無職又は受験資格対象業務に従事していない場合は、住民票を添付してください。(氏名、住所の確認のため)

⑨受験申込書及び添付書類確認(所定封筒の裏面)について

受験申込書及び添付書類に記入漏れ等がないことを確認の上、所定封筒の裏面のとおりに、提出する書類のチェック欄に○を記入してください。

5. 受験申込後の氏名、住所等の変更について

受験申込み後に氏名、住所等、受験申込書の記載事項に変更が生じた場合には、「群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記載事項変更届」(様式10:P.66)を、群馬県社会福祉協議会福祉人材課へ速やかに提出してください。

「別紙3」

***都道府県コード**

北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36	その他	48

***市町村コード**

市		北群馬郡	吾妻郡	邑楽郡
前橋市	201	榛東村 344	中之条町 421	板倉町 521
高崎市	202	吉岡町 345	長野原町 424	明和町 522
桐生市	203	多野郡	嬬恋村 425	千代田町 523
伊勢崎市	204	上野村 366	草津町 426	大泉町 524
太田市	205	神流町 367	高山村 428	邑楽町 525
沼田市	206	甘楽郡	東吾妻町 429	
館林市	207	下仁田町 382	利根郡	
渋川市	208	南牧村 383	片品村 443	
藤岡市	209	甘楽町 384	川場村 444	
富岡市	210		昭和村 448	
安中市	211		みなかみ町 449	
みどり市	212		佐波郡	
			玉村町 464	

職種・職業コード

◎職種コード

職 業 名		コード	
免許所持者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113の2条第1号該当者)	医 師	0	1
	歯 科 医 師	0	2
	薬 剤 師	0	3
	保 健 師	0	4
	助 産 師	0	6
	看 護 師	0	7
	准 看 護 師	0	9
	理 学 療 法 士	1	1
	作 業 療 法 士	1	2
	社 会 福 祉 士	1	3
	介 護 福 祉 士	1	4
	視 能 訓 練 士	1	5
	義 肢 装 具 士	1	6
	歯 科 衛 生 士	1	7
	言 語 聴 覚 士	1	8
	あん摩マッサージ指圧師	1	9
	は り 師	2	0
	き ゅ う 師	2	1
	柔 道 整 復 師	2	2
	栄養士(管理栄養士を含む)	2	3
精 神 保 健 福 祉 士	2	4	
相 談 援 助 業 務 従 事 者	3	0	
介 護 等 従 事 者 (実務経験5年以上)	4	0	
介 護 等 従 事 者 (実務経験10年以上)	5	0	

◎職業コード

職 業 名		コード	
医 師	0	1	1
歯 科 医 師	0	2	2
薬 剤 師	0	3	3
保 健 師	0	4	4
助 産 師	0	6	6
看 護 師	0	7	7
准 看 護 師	0	9	9
理 学 療 法 士	1	1	1
作 業 療 法 士	1	2	2
社 会 福 祉 士	1	3	3
介 護 福 祉 士	1	4	4
視 能 訓 練 士	1	5	5
義 肢 装 具 士	1	6	6
歯 科 衛 生 士	1	7	7
言 語 聴 覚 士	1	8	8
あん摩マッサージ指圧師	1	9	9
は り 師	2	0	0
き ゅ う 師	2	1	1
柔 道 整 復 師	2	2	2
栄養士(管理栄養士を含む)	2	3	3
精 神 保 健 福 祉 士	2	4	4
ケ ー ス ワ ー カ ー	2	5	5
相 談 員 ・ 指 導 員	2	6	6
介 護 職 員	2	7	7
そ の 他	2	8	8
無 職	0	0	0

施設別コード

コード	施設種別
01	療養病床のある病院（診療所を含む）
02	「01」以外の病院、診療所、または施術所
03	薬局（病院及び診療所に付置されたものを除く）
04	訪問介護事業所
05	訪問看護ステーション
06	養護老人ホーム
07	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
08	軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
09	老人デイサービスセンター（高齢者在宅サービスセンター）、デイサービスを行う施設
10	地域包括支援センター、老人（在宅）介護支援センター
11	介護老人保健施設
12	有料老人ホーム
13	老人福祉センター
14	グループホーム（高齢者）
15	グループホーム（障害者）
16	小規模多機能型居宅介護
17	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
18	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）
19	地域福祉センター
20	身体障害児（者）関係施設または事業所
21	知的障害児（者）関係施設または事業所
22	精神障害者関係施設または事業所
23	生活保護関係施設
24	市役所・町村役場（福祉事務所、保健センター等を含む）
25	社会福祉協議会
26	その他の相談援助の業務を行う施設または事業所
27	その他の介護等の業務を行う施設または事業所
28	上記以外の事業所等（受験申込時点で、受験資格に係る業務に従事していない場合）
00	無職

「別紙6」

受験資格コード

受験資格Ⅰの者

810	法定資格取得者（国家資格及び都道府県知事資格取得者）
-----	----------------------------

受験資格Ⅱ（別紙1の1に該当する者）

コード番号	職 種
201	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び児童発達支援管理責任者
202	身体障害者更生相談所の身体障害者福祉司、ケースワーカー
203	障害者支援施設の生活支援員、サービス管理責任者
204	身体障害者更生援護施設の生活支援員、身体障害者福祉工場の指導員
205	福祉ホームの管理人
206	身体障害者福祉センターで身体障害者に関する相談に応ずる職員
207	生活保護法に規定する救護施設、更生施設の生活指導員
208	福祉事務所の査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員
209	知的障害者更生相談所のケースワーカー
210	知的障害者援護施設の生活支援員
211	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターの生活相談員、利用者の生活、身上に関する相談・助言を行う職員
212	老人短期入所施設、老人デイサービスセンターの生活相談員
213	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設の指導員
214	有料老人ホームの生活相談員
215	高齢者総合相談センター相談員
216	隣保館で相談援助業務を行う職員、広域隣保活動で相談援助業務を行う職員
217	市区町村社会福祉協議会で相談援助業務を行う職員
218	のぞみの園法に規定する施設のケアマネジメント・アドバイザー
219	知的障害者福祉工場の指導員
220	労災特別介護施設の主任指導員
221	重症心身障害児（者）通園事業を行っていた施設の児童指導員
222	児童発達支援事業の職員及び児童指導員
223	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設で身体障害者に関する相談に応ずる職員
224	障害者福祉サービス事業を行う施設の生活支援員、サービス管理責任者
225	地域活動支援センターの指導員
226	身体障害者自立支援事業を行う身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅および福祉ホーム等で相談援助業務を行う職員、日中一時支援事業を行う障害福祉サービス事業所、障害者支援施設で相談援助業務を行う職員
227	指定地域相談支援の事業の指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者
228	指定計画相談支援の事業の相談支援専門員
229	指定障害児相談支援の事業の相談支援専門員
230	共同生活介護及び共同生活援助を行っている事業所で相談援助業務を行う職員
231	老人デイサービス事業及び老人短期入所事業を行う施設の生活相談員

232	高齢者生活福祉センター運営事業を行う生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の生活援助員
233	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、集合住宅等に派遣されている生活援助員
234	地域福祉センターで相談援助業務を行う職員
235	介護老人保健施設で相談援助業務を行う職員
236	精神保健福祉センター、保健所その他これらに準ずる施設の精神保健福祉相談員
237	精神障害者社会復帰施設の社会復帰指導員、管理人
238	介護実習・普及センターで相談援助業務を行う職員
239	厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の児童指導員
240	ホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行う相談員
241	ホームレス自立支援センターの生活相談指導員
242	日常生活自立支援事業における専門員
243	地域包括支援センターで介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者
244	障害者就業・生活支援センターの生活支援を専門に担当する職員

受験資格Ⅱ（別紙1の2に該当する者）

コード番号	職 種
301	町村（福祉事務所設置町村を除く）の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わる者
302	保健所で公共医療事業に従事する者

受験資格Ⅱ（別紙1の3に該当する者）

コード番号	職 種
401	医療機関において医療社会事業に従事する者（患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）
402	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者で相談援助・連絡調整業務に従事している者
403	コード番号402のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む）に係わる業務を行う事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センターなどの民間非営利組織、民間企業など）で相談援助・連絡調整業務に従事している者

受験資格Ⅱ（別紙1の4に該当する者）

コード番号	職 種
501	老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設、老人保健施設の施設長で、社会福祉主事任用資格を有する者または社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者
502	都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センターなどで手話通訳および自立支援のための相談援助を行う者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、または訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者で、かつ試験に合格し登録された手話通訳士

受験資格Ⅲ（別紙２に該当する者）

コード番号	職 種
601	障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護などの業務である者
602	身体障害者更生援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護などの業務である者
603	生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の職員でその主たる業務が介護などの業務である者
604	老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員でその主たる業務が介護などの業務である者
605	障害者居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の従業者及び老人居宅介護等事業の訪問介護員
606	障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センターの職員でその主たる業務が介護などの業務である者
607	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上、精神上的の障害があることで日常生活を営むのに支障がある者を含む施設の職員でその主たる業務が介護などの業務である者
608	病院又は診療所で看護の補助の業務に従事する者でその主たる業務が介護などの業務である者
609	介護などの便宜を供与する事業所で主として介護などの業務に従事する者
610	家政婦でその主たる業務が介護などの業務である者
611	労災特別介護施設の介護職員
612	重症心身障害児（者）通園事業で施設の利用者の療育に直接従事した職員（施設長、医師、看護師、児童指導員、理学療法、作業療法、言語療法など担当職員を除く）
613	主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
614	移動支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自立支援事業を行う施設で介助サービスを提供する者、日中一時支援事業、生活サポート事業を行う者でその主たる業務が介護などの業務である者
615	地域福祉センターの職員でその主たる業務が介護などの業務である者
616	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員でその主たる業務が介護などの業務である者
617	ハンセン病療養所の介護員などその主たる業務が介護などの業務である者
618	知的障害者通所援護事業を行う施設の職員でその主たる業務が介護などの業務である者
619	厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員でその主たる業務が介護などの業務である者
620	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護の介護職員
621	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の介護従業者
622	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従業者
623	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの介護職員

受験資格Ⅳ（別紙２に該当する者）

コード番号	職 種
701	障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護などの業務である者
702	身体障害者更生援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護などの業務である者
703	生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の職員でその主たる業務が介護などの業務である者
704	老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員でその主たる業務が介護などの業務である者
705	障害者居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の従業者及び老人居宅介護等事業の訪問介護員
706	障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センターの職員でその主たる業務が介護などの業務である者
707	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上、精神上的の障害があることで日常生活を営むのに支障がある者を含む施設の職員でその主たる業務が介護などの業務である者
708	病院又は診療所で看護の補助の業務に従事する者でその主たる業務が介護などの業務である者
709	介護などの便宜を供与する事業所で主として介護などの業務に従事する者
710	家政婦でその主たる業務が介護などの業務である者
711	労災特別介護施設の介護職員
712	重症心身障害児（者）通園事業で施設の利用者の療育に直接従事した職員（施設長、医師、看護師、児童指導員、理学療法、作業療法、言語療法など担当職員を除く）
713	主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
714	移動支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自立支援事業を行う施設で介助サービスを提供する者、日中一時支援事業、生活サポート事業を行う者でその主たる業務が介護などの業務である者
715	地域福祉センターの職員でその主たる業務が介護などの業務である者
716	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員でその主たる業務が介護などの業務である者
717	ハンセン病療養所の介護員などその主たる業務が介護などの業務である者
718	知的障害者通所援護事業を行う施設の職員でその主たる業務が介護などの業務である者
719	厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員でその主たる業務が介護などの業務である者
720	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護の介護職員
721	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の介護従業者
722	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従業者
723	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの介護職員

社会福祉主事任用資格他について

1. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、次のいずれかに該当する者です。

- ① 大学(短期大学を含む。)で、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した者(指定科目については以下を参照)です。

*平成12年4月1日から適用される科目(34科目)

- 1 社会福祉概論、2 社会福祉事業史、3 社会福祉援助技術論、4 社会福祉調査論、
5 社会福祉施設経営論、6 社会福祉行政論、7 社会保障論、8 公的扶助論、9 児童福祉論、
10 家庭福祉論、11 保育理論、12 身体障害者福祉論、13 知的障害者福祉論、
14 精神障害者保健福祉論、15 老人福祉論、16 医療社会事業論、17 地域福祉論、18 法学、
19 民法、20 行政法、21 経済学、22 社会政策、23 経済政策、24 心理学、25 社会学、
26 教育学、27 倫理学、28 公衆衛生学、29 医学一般、30 リハビリテーション論、
31 看護学、32 介護概論、33 栄養学、34 家政学

*平成12年3月31日までに履修した者が適用される科目(32科目)

- 1 社会福祉概論、2 社会福祉事業史、3 社会福祉事業方法論、4 社会福祉調査統計、
5 社会福祉施設経営論、6 社会福祉行政、7 公的扶助論、8 児童福祉論、9 保育理論、
10 身体障害者福祉論、11 知的障害者福祉論、12 老人福祉論、13 医療社会事業論、
14 地域福祉論、15 協同組合論、16 法律学、17 経済学、18 心理学、19 社会学、
20 社会政策、21 経済政策、22 社会保障論、23 教育学、24 刑事政策、25 犯罪学、26 倫理学、
27 生理衛生学、28 公衆衛生学、29 精神衛生学、30 医学知識、31 看護学、32 栄養学

*平成12年度に大学等に在学した者は、どちらの指定科目でもよい。

- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は認定講習会の課程を修了した者です。
③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者です。

◎受験申し込みの際には、以下の書類を添付してください。

上記①の場合

→ 大学等での履修した科目及び卒業年度がわかる「社会福祉主事任用資格取得証明証」「科目履修証明書」「成績証明書」等の写し

〔*各種証明書に卒業年度が明記されていない場合は、卒業年度が確認できる書類「卒業証明書(写し)」又は「卒業証書(写し)」等をあわせて提出してください。〕

上記②の場合

→ 養成機関、認定講習会が発行した修了証書の写し

上記③の場合

→ 試験実施機関が発行した合格証の写し

2. 訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修

「訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者です。

- ① 介護保険法施行規則(平成11年3月31日付け厚生省令第36号)に基づく2級課程修了者(介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)附則第16条に定める者を含む。)
- ② 次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを修了している者です。
 - (ア) 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間に満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含む。なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後に5年以内に修了したものに限り、また、追加研修の内容は、先に修了した研修内容と重複するものではないこと。
 - (イ) 研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

◎ 受験申込みの際には、以下の書類を添付してください。

上記①の場合 → 当該研修の修了証書の写し

上記②の場合 → 当該研修の修了証書及び研修カリキュラム(保健・医療・福祉に関する各研修時間、うち相談援助に関する研修時間がわかるもの)の写し

3. 施設長資格認定講習会に相当する研修

「施設長資格認定講習会に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかの研修を修了した者です。

- ① 「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者です。
- ② 次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを修了している者です。
 - (ア) 研修時間数は90時間以上であること。
 - (イ) 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目(相談援助を含む。)が含まれていること。

◎ 受験申し込みの際には、以下の書類を添付してください。

上記①の場合 → 当該研修の修了証書の写し

上記②の場合 → 当該研修の修了証書及び研修カリキュラム(保健・医療・福祉に関する各研修時間、うち相談援助に関する科目が含まれていることがわかるもの)の写し

(様式 1) 受験申込書記入例 < ※欄には記入しないでください。 >

※受験番号

平成 24 年度
群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

※整理番号

群馬県社会福祉協議会長 様

私は、群馬県介護支援専門員実務研修受講試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

氏名欄 フリガナ はカタカナ で記入し 濁点・ 半濁点は 一文字と して使用	フリガナ	クニマ	ハナコ	※	該当するものを○で囲む							
氏名	(姓) 群馬	(名) 花子	男 1 女 ②	生 年 日	① 昭和 2 平成	42 年	7 月	1 日				
フリガナ	クニマケンマエハシ	シシマエハシマチ										
都道府県 コード	10											
市町村 コード	201											
〒	371	0843	(電話)	027	255	6040						
現住所	群馬 都道府県 前橋 市区 新前橋町 13-12 マンション等名・棟室 番号等 ()											
連絡先	* 受験申込書に関する問合せ先の電話番号を記入してください。 自宅・携帯・勤務先 (090) - (2730) - (5134)											
資格該当項目	① 法定資格取得者 (受験資格Ⅰの該当者)				職種 コード	07 14	職種	看護師 介護福祉士	実務経験 年 数	06	添付書類	① 免許・登録の写し ② 実務経験証明書
2 相談援助等業務従事者 (受験資格Ⅱの該当者)	職種 コード		職種		実務経験 年 数			1 資格等証明書 2 実務経験証明書				
3 介護等業務従事者 (受験資格Ⅲの該当者)	職種 コード		職種		実務経験 年 数			1 資格等証明書 2 実務経験証明書				
4 介護等業務従事者 (受験資格Ⅳの該当者)	職種 コード		職種		実務経験 年 数			1 実務経験証明書				
フリガナ	ロウジバンホケンシセツマエハシ				施設別 コード	11	職業 コード	07				
勤務先 所在地	老人保健施設 前橋 フリガナが書ききれない場合は、書ける ところまで書いてください。 〒 371 - 0026 (電話) 027 - 255 - 6600 群馬 都道府県 前橋 市区 大手町 1-1-1 市町村 コード 201											
試験科目の一部免除対象者	甲 医師等 乙 薬剤師等 丙 福祉士 丁 免除無											
身体障害者などによる受験上の配慮の希望の有無	1 有 ② 無 (有の場合、別途申請書が必要です)											
介護支援専門員実務研修受講試験に係る成績結果の提供を希望しない場合は、「無」を○で囲んでください。	無											
群馬県介護支援専門員実務研修 受講試験受験経歴 (前回受験のものを記入のこと)	受験年度	23 又は 22	受験番号	0001	受験時氏名	群馬 花子		受験時解答免除対象法定資格名	看護師			

本書のとおり相違ありません。

平成 24 年 7 月 23 日

氏名 群馬 花子



必ず署名
捺印して
ください。

裏面も記入等をしてください。

試験手数料 7,700 円に係る振替払込請求書兼受領証の本書を貼付してください。

「振替払込請求書兼受領証」
又は、「ご利用明細票」の
本書を貼付（コピー不可）

* 四隅までのり付けして
はがれないようにして
ください。

職 歴

- * 前年度（平成 23 年度）、前々年度（平成 22 年度）に群馬県で受験された方は実務経験証明書の提出を省略できますが、この職歴欄は必ず記載してください。
- * 勤務先等の確認を行うため、現在の勤務先について申込書記入日までの状態を必ず記入してください。

受験資格コード	就業施設名	施設種別	職種名	業 務 期 間	従事日数
810	老人保健施設前橋	老人保健施設	看護師	自 H24年 4月 1日 至 H24年 7月 23日	73日
810	大手町診療所	診療所	看護師	自 H16年 4月 1日 至 H22年 3月 31日	1390日
				自 年 月 日 至 年 月 日	日
				自 年 月 日 至 年 月 日	日
				自 年 月 日 至 年 月 日	日
				自 年 月 日 至 年 月 日	日
				自 年 月 日 至 年 月 日	日
通 算				6 年 3ヶ月	1463日

32 ページ「別紙 6」を参照して
コード番号を記入してください。

- * 同一法人で実務経験が満たされない場合は、法人ごとに実務経験証明書を用意してください。（26 頁参照）
- * 各々に必要な証明書・申請書等、受験票ハガキ・写真等を忘れずに添付してください。

(様式 1)

<※欄には記入しないでください。>

※受験番号	
-------	--

平成 24 年度 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

※整理番号	
-------	--

群馬県社会福祉協議会長 様

私は、群馬県介護支援専門員実務研修受講試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

フリガナ	※												
氏 名	(姓)	(名)	男 1	生 年 日	1 昭和	年			月	日	女 2	2 平成	
フリガナ													
現 住 所	〒 [][][][] - [][][][] (電話) []												
	都道府県		市区 郡			マンション等名・棟室 番号等 ()						都道府県 コード	
連 絡 先	*受験申込書に関する問合せ先の電話番号を記入してください。												
	自宅・携帯・勤務先 () - () - ()												
受験資格	資 格 該 当 項 目										添 付 書 類		
	1 法定資格取得者 (受験資格Ⅰの該当者)	職 種 コード	職 種	職 種	実務経験 年 数						1 免許・登録の写し 2 実務経験証明書		
	2 相談援助等業務従事者 (受験資格Ⅱの該当者)	職 種 コード	職 種	職 種	実務経験 年 数						1 資格等証明書 2 実務経験証明書		
	3 介護等業務従事者 (受験資格Ⅲの該当者)	職 種 コード	職 種	職 種	実務経験 年 数						1 資格等証明書 2 実務経験証明書		
	4 介護等業務従事者 (受験資格Ⅳの該当者)	職 種 コード	職 種	職 種	実務経験 年 数						1 実務経験証明書		
勤 務 先	フリガナ											施設別 コード	職 業 コード
	施設名												
所在地	〒 [][][][] - [][][][] (電話) []												
	都道府県		市区 郡									市町村 コード	
試験科目の一部免除対象者			甲 医師等			乙 薬剤師等			丙 福祉士			丁 免除無	
身体障害者などによる受験上の配慮の希望の有無				1 有 2 無 (有の場合、別途申請書が必要です)									
介護支援専門員実務研修受講試験に係る成績結果の提供を希望しない場合は、「無」を○で囲んでください。											無		
群馬県介護支援専門員実務研修 受講試験受験経歴 (前回受験のものを記入のこと)			受験年度		受験番号		受験時氏名			受験時解答免除対象法定資格名			

本書のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 氏 名 印

裏面も記入等をしてください。

試験手数料 7,700 円に係る振替払込請求書兼受領証の本書を貼付してください。

「振替払込請求書兼受領証」
又は、「ご利用明細票」の
本書を貼付（コピー不可）

* 四隅までのり付けして
はがれないようにして
ください。

職 歴

- * 前年度（平成 23 年度）、前々年度（平成 22 年度）に群馬県で受験された方は実務経験証明書の提出を省略できますが、この職歴欄は必ず記載してください。
- * 勤務先等の確認を行うため、現在の勤務先について申込書記入日までの状態を必ず記入してください。

受験資格 コード	就業施設名	施設種別	職種名	業 務 期 間				従事日数
				自	年	月	日	日
				至	年	月	日	日
				自	年	月	日	日
				至	年	月	日	日
				自	年	月	日	日
				至	年	月	日	日
				自	年	月	日	日
				至	年	月	日	日
通 算					年	ヶ月		日

- * 同一法人で実務経験が満たされない場合は、法人ごとに実務経験証明書を用意してください。（26 頁参照）
- * 各々に必要な証明書・申請書等、受験票ハガキ・写真等を忘れずに添付してください。

(様式2)

※記入要領は裏面に記載されていますので、コピーして使用する場合は、裏面も含めて両面コピーしてください。

実務経験証明書 (平成24年度)

群馬県社会福祉協議会長 様

法人又は

施設・事業所の名称

介護新前橋株式会社

確定済記入例

所在地

群馬県前橋市新前橋町13-12

電話番号

027-255-6040

代表者職・氏名

代表取締役社長 新前橋 五郎

公印

証明担当者職・氏名

群馬 栄子

証明日記入を忘れないで
ください。

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

証明日	平成24年 7月 7日
区分	確定済・見込 ※該当する方を○ 確定済に○

氏名	赤城 一郎 (S) H39年 9月16日生
業務期間 (a+b+c)	S (H) 15年 4月 1日 ~ S (H) 24年 7月 7日 (8年4ヶ月)
うち業務に従事した日数 (a+b+c)	1855日
業務内容	デイサービスでの生活相談員
施設・事業所名	介護新前橋株式会社 デイサービス新前橋
業務期間 a	S (H) 21年 4月 1日 ~ S (H) 24年 7月 7日 (3年3ヶ月)
業務内容	訪問介護での食事・入浴・排泄介助を主とした介護業務
施設・事業所名	介護新前橋株式会社 新前橋ヘルパーステーション
業務期間	S (H) 15年 4月 1日 ~ S (H) 20年 5月 20日 (5年1ヶ月)
業務内容	
施設・事業所名	
業務	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日

1ヶ月未満切り捨て。休職期間除く。

具体的な業務を記載 (要援護者に対する直接的な援助を行っている事がわかるように)

※
・実務経験
・業務内容
・業務期間
・記入要領

一枚の用紙で複数の実務経験を証明できるのは、証明者が同一法人の場合のみです。
同一法人において、2カ所以上の事業所に異動した場合、若しくは業務内容が変わった場合の証明についてはa、b、c欄にそれぞれ記入してください。
休職期間がある場合もa、b、c欄にわけて記入してください。
勤務先が複数ある場合はそれぞれの実務経験証明書が必要になりますので、裏面も含め両面コピーをして使用してください。

照してください。
権限を有する方とします (代表者、管理者、事を証明する場合は、証明者は法人本部の証明権限を有する者の訂正印のないもの、修

介護保険法 (平成9年法律 123号) 第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員としない旨の規定が定められているので留意してください。

(様式2 裏面)

実務経験証明書記入要領等

- 1 法人又は施設等の名称
 - ・法人(経営主体)又は施設・事業所名を記入してください。
 - ・法人(経営主体)が複数ある場合には、それぞれの実務経験証明書が必要です。
- 2 所在地
 - ・上記1に記載した法人又は施設等の住所を記入してください。
- 3 代表者職・氏名
 - ・代表者の職名及び氏名を記入し、使用する職印は「長の印」を使用してください。
- 4 証明担当者職・氏名
 - ・実務経験証明書の記入を行う証明担当者の職名及び氏名を必ず記入してください。
 - ・受験申込者が証明担当者として自書したものは、無効となります。(個人開業者を除く)
- 5 証明日
 - ・実務経験証明書の証明日(証明書発行日)を必ず記載してください。
- 6 区分(確定済と見込の区別)
 - ・証明日現在で業務従事期間の要件を満たしている場合は、「確定済」の方を「確定済」(○で囲む)としてください。
 - ・証明日現在では業務従事期間の要件を満たしていないが、試験日前日までに業務従事期間要件を満たすと見込まれる場合は、「見込」の方を「見込」(○で囲む)としてください。
 - なお、受験申込書提出時に「見込」の区分において証明書を提出した場合は、下記9のとおり「確定済」の区分の証明書を改めて提出しなければなりません。
- 7 氏名
 - ・受験申込者の勤務時の氏名を記入してください。
 - ・婚姻等により実務経験証明書と受験申込者の氏名が違う場合、受験申込者は、戸籍抄本を受験申込書に添付してください。
- 8 生年月日
 - ・元号を○で囲み、生年月日を記入してください。
- 9 業務期間
 - ・業務期間は、受験申込者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間等を記入してください。
 - ・実務経験証明書の「見込」として認められる業務期間は、平成24年10月27日(土)までです。
 - ・受験申込書提出時に「見込」区分において証明書を提出した場合は、平成24年11月2日(金)までに、実務経験証明書(「確定済」区分)を改めて提出してください。
- 10 業務に従事した日数
 - ・業務に従事した日数とは、**実際に勤務した日数**(年間日数から、休日・病休・産休・育休等で業務に従事しなかった日を除いた日数)です。
 - ・1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとします。
- 11 業務内容
 - ・業務内容は、**実務経験被証明者(受験申込者)の本来の業務**について、具体的に「看護師業務」、「○○施設生活指導員」、「老人○○センター介護職員」、「○○での生活相談員」、「○○での介護業務」などと記入してください。
- 12 施設・事業所等
 - ・受験申込者が所属する又は所属した施設名等を記入してください。
 - ・具体的に「特別養護老人ホーム」、「身体障害者療護施設」、「老人デイサービス事業」、「○○実施要綱の○○事業の○○」等と記入してください。
- 13 その他
 - ・同一法人内において、2カ所以上の事業所に異動した場合、若しくは業務内容が変わった場合の証明については、太枠の下の欄を使用してください。

(様式2)

※記入要領は裏面に記載されていますので、コピーして使用する場合は、裏面も含めて両面コピーしてください。

実務経験証明書 (平成24年度)

群馬県社会福祉協議会長 様

法人又は

社会福祉法人 ぐんま

施設・事業所の名称

特別養護老人ホーム ぐんま

見込記入例

所在地

群馬県前橋市新前橋町13-12

電話番号

027-255-6040

代表者職・氏名

理事長 群馬 太郎

公印

証明担当者職・氏名

総務課人事担当 前橋 花子

証明日記入を忘れないで
ください。

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

証明日	平成24年 7月 25日
区分	確定済 ・ 見込 ※該当する方を○

見込に○

氏名	介護 利根子	◎S・H48年 9月 1日生
業務期間 (a+b+c)	S・◎H 19年 10月 1日 ~ S・◎H 24年 9月 30日 (5年 ヶ月)	
うち業務に従事した日数 (a+b+c)	1200日	試験日前日(10月27日)まで算入可
業務内容	特別養護老人ホームでの介護業務	
施設・事業所名	特別養護老人ホーム ぐんま	
業務期間 a	S・◎H 19年 10月 1日 ~ S・◎H 24年 9月 30日 (5年 ヶ月)	
業務内容		試験日前日(10月27日)まで算入可
施設・事業所名		
業務期間 b	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日 (年 ヶ月)	
業務内容		
施設・事業所名		
業務期間 c	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日 (年 ヶ月)	

※記入上の注意(裏面の「実務経験証明書記入要領等」も

・実務経験証明者は、法人・施設・事業所・機関・団体(事務局長など)。また、同一法人の経営する複数事業所での権限を有する方とします。

・業務内容の記載に当たっては、証明責任者である所属長(

・受験者(個人開業者を除く)が自書したものを、訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないもの、修正液の使用による訂正は、無効となります。

・記入を誤った場合は、証明権限を有する者の印鑑で訂正してください。

・介護保険法(平成9年法律123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員としない旨の規定が定められているので留意してください。

実務経験見込証明書を提出した方は、試験終了後の平成24年11月2日(金)までに確定済実務経験証明書を提出してください。提出されない場合は、結果にかかわらず試験を無効とします。

事
月

(様式2 裏面)

実務経験証明書記入要領等

- 1 法人又は施設等の名称
 - ・法人(経営主体)又は施設・事業所名を記入してください。
 - ・法人(経営主体)が複数ある場合には、それぞれの実務経験証明書が必要です。
- 2 所在地
 - ・上記1に記載した法人又は施設等の住所を記入してください。
- 3 代表者職・氏名
 - ・代表者の職名及び氏名を記入し、使用する職印は「長の印」を使用してください。
- 4 証明担当者職・氏名
 - ・実務経験証明書の記入を行う証明担当者の職名及び氏名を必ず記入してください。
 - ・受験申込者が証明担当者として自書したものは、無効となります。(個人開業者を除く)
- 5 証明日
 - ・実務経験証明書の証明日(証明書発行日)を必ず記載してください。
- 6 区分(確定済と見込の区別)
 - ・証明日現在で業務従事期間の要件を満たしている場合は、「確定済」の方を「確定済」(○で囲む)としてください。
 - ・証明日現在では業務従事期間の要件を満たしていないが、試験日前日までに業務従事期間要件を満たすと見込まれる場合は、「見込」の方を「見込」(○で囲む)としてください。
 - なお、受験申込書提出時に「見込」の区分において証明書を提出した場合は、下記9のとおり「確定済」の区分の証明書を改めて提出しなければなりません。
- 7 氏名
 - ・受験申込者の勤務時の氏名を記入してください。
 - ・婚姻等により実務経験証明書と受験申込者の氏名が違う場合、受験申込者は、戸籍抄本を受験申込書に添付してください。
- 8 生年月日
 - ・元号を○で囲み、生年月日を記入してください。
- 9 業務期間
 - ・業務期間は、受験申込者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間等を記入してください。
 - ・実務経験証明書の「見込」として認められる業務期間は、平成24年10月27日(土)までです。
 - ・受験申込書提出時に「見込」区分において証明書を提出した場合は、平成24年11月2日(金)までに、実務経験証明書(「確定済」区分)を改めて提出してください。
- 10 業務に従事した日数
 - ・業務に従事した日数とは、**実際に勤務した日数**(年間日数から、休日・病休・産休・育休等で業務に従事しなかった日を除いた日数)です。
 - ・1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとします。
- 11 業務内容
 - ・業務内容は、**実務経験被証明者(受験申込者)の本来の業務**について、具体的に「看護師業務」、「○○施設生活指導員」、「老人○○センター介護職員」、「○○での生活相談員」、「○○での介護業務」などと記入してください。
- 12 施設・事業所等
 - ・受験申込者が所属する又は所属した施設名等を記入してください。
 - ・具体的に「特別養護老人ホーム」、「身体障害者療護施設」、「老人デイサービス事業」、「○○実施要綱の○○事業の○○」等と記入してください。
- 13 その他
 - ・同一法人内において、2カ所以上の事業所に異動した場合、若しくは業務内容が変わった場合の証明については、太枠の下の欄を使用してください。

(様式2)

※記入要領は裏面に記載されていますので、コピーして使用する場合は、裏面も含めて両面コピーしてください。

実務経験証明書（平成24年度）

群馬県社会福祉協議会長 様

法人又は
施設・事業所の名称

所在地

電話番号

代表者職・氏名

職印

証明担当者職・氏名

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

証明日	平成 24 年 月 日
区分	確定済 ・ 見込 ※該当する方を○

氏 名	S・H 年 月 日生
業 務 期 間 (a+b+c)	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日 (年 ヶ月)
うち業務に従事した日数 (a+b+c)	日
業 務 内 容	
施 設 ・ 事 業 所 名	
業 務 期 間 a	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日 (年 ヶ月)
業 務 内 容	
施 設 ・ 事 業 所 名	
業 務 期 間 b	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日 (年 ヶ月)
業 務 内 容	
施 設 ・ 事 業 所 名	
業 務 期 間 c	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日 (年 ヶ月)

※記入上の注意（裏面の「実務経験証明書記入要領等」も併せて参照してください。）

- ・実務経験証明者は、法人・施設・事業所・機関・団体等の証明権限を有する方とします（代表者、管理者、事務局長など）。また、同一法人の経営する複数事業所での実務経験を証明する場合は、証明者は法人本部の証明権限を有する方とします。
- ・業務内容の記載に当たっては、**証明責任者である所属長等が必ず確認してください。**
- ・**受験者（個人開業者を除く）が自書したもの**、訂正事項について証明権限を有する者の**訂正印のないもの**、**修正液の使用による訂正は、無効となります。**
- ・記入を誤った場合は、証明権限を有する者の印鑑で訂正してください。
- ・介護保険法（平成9年法律123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員としない旨の規定が定められているので留意してください。

(様式2 裏面)

実務経験証明書記入要領等

- 1 法人又は施設等の名称
 - ・法人(経営主体)又は施設・事業所名を記入してください。
 - ・法人(経営主体)が複数ある場合には、それぞれの実務経験証明書が必要です。
- 2 所在地
 - ・上記1に記載した法人又は施設等の住所を記入してください。
- 3 代表者職・氏名
 - ・代表者の職名及び氏名を記入し、使用する職印は「長の印」を使用してください。
- 4 証明担当者職・氏名
 - ・実務経験証明書の記入を行う証明担当者の職名及び氏名を必ず記入してください。
 - ・受験申込者が証明担当者として自書したものは、無効となります。(個人開業者を除く)
- 5 証明日
 - ・実務経験証明書の証明日(証明書発行日)を必ず記載してください。
- 6 区分(確定済と見込の区別)
 - ・証明日現在で業務従事期間の要件を満たしている場合は、「確定済」の方を「確定済」(○で囲む)としてください。
 - ・証明日現在では業務従事期間の要件を満たしていないが、試験日前日までに業務従事期間要件を満たすと見込まれる場合は、「見込」の方を「見込」(○で囲む)としてください。
 - なお、受験申込書提出時に「見込」の区分において証明書を提出した場合は、下記9のとおり「確定済」の区分の証明書を改めて提出しなければなりません。
- 7 氏名
 - ・受験申込者の勤務時の氏名を記入してください。
 - ・婚姻等により実務経験証明書と受験申込者の氏名が違う場合、受験申込者は、戸籍抄本を受験申込書に添付してください。
- 8 生年月日
 - ・元号を○で囲み、生年月日を記入してください。
- 9 業務期間
 - ・業務期間は、受験申込者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間等を記入してください。
 - ・実務経験証明書の「見込」として認められる業務期間は、平成24年10月27日(土)までです。
 - ・受験申込書提出時に「見込」区分において証明書を提出した場合は、平成24年11月2日(金)までに、実務経験証明書(「確定済」区分)を改めて提出してください。
- 10 業務に従事した日数
 - ・業務に従事した日数とは、**実際に勤務した日数**(年間日数から、休日・病休・産休・育休等で業務に従事しなかった日を除いた日数)です。
 - ・1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとします。
- 11 業務内容
 - ・業務内容は、**実務経験被証明者(受験申込者)の本来の業務**について、具体的に「看護師業務」、「○○施設生活指導員」、「老人○○センター介護職員」、「○○での生活相談員」、「○○での介護業務」などと記入してください。
- 12 施設・事業所等
 - ・受験申込者が所属する又は所属した施設名等を記入してください。
 - ・具体的に「特別養護老人ホーム」、「身体障害者療護施設」、「老人デイサービス事業」、「○○実施要綱の○○事業の○○」等と記入してください。
- 13 その他
 - ・同一法人内において、2カ所以上の事業所に異動した場合、若しくは業務内容が変わった場合の証明については、太枠の下の欄を使用してください。

○ 郵便番号、住所、氏名は必ず記入し、
50円切手を貼ってください。

キリトリ線

キリトリ線

④ 切りとらず提出する

キリトリ線

郵便はがき

□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

50円切手
を貼って
ください。
住所氏名は
必ず書いて
ください。

様方

様

〒371-8525

前橋市新前橋町十三番地の十二

群馬県社会福祉総合センター

群馬県社会福祉協議会

福祉人材課

- 氏名、住所、生年月日を必ず記入してください。
- 写真を貼付してください。
- 写真の下欄に撮影年月を必ず記入してください。

(注) ※欄には記入しないこと

キリトリ線

(様式3) 平成24年度

写 真 票

※ 受験番号	
フリガナ 氏名	
住所	
TEL	
生年月日	昭・平 年 月 日
※ 試験場所	
※ 解答免除形態	

写真を貼ること

- ・上半身、正面、脱帽
- ・縦4cm×横3cm
- ・6か月以内に撮影したもの
- ・写真裏面に氏名、生年月日を記入

平成 年 月撮影

⑨ 様式3と様式4は切り離さず提出してください。

(注) ※欄には記入しないこと

キリトリ線

(様式4)

平成24年度群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験票

※ 受験番号	
フリガナ 氏名	
※ 試験場所	
※ 解答免除形態	

⑩ 切り取らず提出する

- 1 試験日時 平成24年10月28日(日)
午前10時～12時
(受験者集合9時30分)
- 2 試験場所 上記指定のとおり
- 3 受験の際は必ず本票を持参し、定刻までにおいでください。
- 4 試験会場へは、なるべく乗り合わせでおいでください。
- 5 当日持参するもの 受験票、鉛筆(HB)、消しゴム、時計
(携帯電話等不可)
- 6 その他
 - (1) 指定の時刻までに到着しない場合は、受験できないことがあります。
 - (2) コミは必ず持ち帰ること。
 - (3) 携帯電話等は、必ず電源を切ること。

「身体障害者等受験特別措置申請書」作成上の注意

- (1) この申請書は、本人又は記入代理人（受験者と相談の上）が、記入してください。
- (2) 「(4) 各欄の記入方法」を参照し、黒又は青のボールペンを使用し、正確に記入してください。
- (3) 誤って記入した場合は、誤謬部分を二重線で消し、訂正してください。
- (4) 各欄の記入方法

区 分	記 入 方 法 等
「整理番号」欄 「氏 名」欄 「性 別」欄	この欄は、記入しないでください。 漢字で記入してください。 該当する文字を○で囲んでください。
「身体障害の程度」欄	該当する事項について、「該当する」の文字を○で囲んでください。この場合必ず1欄のみに記入してください。 身体障害者手帳の交付を受けている者は、交付番号及び交付年月日等についても記入してください。 下の欄には、症状及び日常生活での状況等を詳しく記入してください。 (例) 「下肢障害のため車いすを使用している。」 「洋式トイレを介助なしで使用できる。」
「受験に際して希望する措置」欄	該当する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。 該当する希望事項がない場合には、「その他」欄にどのような措置を希望するか詳しく記入してください。 特に希望する事項がない場合には、右最下欄の「希望しない」の文字を○で囲んでください。
「受験者の現住所・連絡電話番号」欄	緊急の連絡の場合に必要となりますので、必ず記入してください。 アパート等の場合は、名称、室名又は○○様方まで正確に記入してください。 (注) 現住所・連絡電話番号に変更があった場合には、「群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記載事項変更届」により速達郵便で届け出てください。
「記入者名」欄	本人又は記入代理人が署名、押印してください。

(様式6)

診断・意見書（視覚障害関係）

氏名：	昭和 平成	年	月	日生	男・女
住所：					
診 断 名					
現 症	視力				
	右（ × D Cyl D A x ） 左（ × D Cyl D A x ）				
視力以外の視機能障害（視野狭窄、 <small>がんきゆうしんとう</small> 眼球振盪、近距離視力等）、その他参考となる経過・現症					
上記のとおり診断する。					
平成 年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所在地					
診療担当科目		科	医師氏名		印

お願い：この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

群馬県社会福祉協議会

(様式7)

診断・意見書（聴覚障害関係）

氏名：	昭和 平成	年	月	日生	男 ・ 女
住所：					
診 断 名					
現 症	(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）				
	右				dB
	左				dB
現 症	(2) 障害の種類				
	伝	音	性	難	聴
	感	音	性	難	聴
現 症	(3) 聴力以外の障害・その他参考となる経過・現症				
上記のとおり診断する。					
平成 年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所在地					
診療担当科目		科		医師氏名	
印					

お願い：この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

群馬県社会福祉協議会

(様式8)

診断・意見書（肢体不自由関係）

氏名：	昭和 平成	年	月	日生	男・女
住所：					
診断名					
現症	体幹の機能障害(特に座位保持能力等)、上肢の機能障害(特に筆記能力等) その他参考となる経過・				

参考事項（医師が該当する項目の数字を○で囲んでください。）

1. 体幹の機能障害 (1) 座位の保持 ア、60分程度ならば可能である。 イ、90分程度ならば可能である。 ウ、120分程度ならば可能である。 エ、その他() (2) 受験可能な姿勢 ア、仰臥位 イ、座位 ウ、腹臥位 エ、その他()	2. 上肢の機能障害 (1) 著しい障害 握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、ものを持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、引っ張る(腕の機能)等に著しい障害がある。 (2) 軽度の障害がある。 ア、精密な運動ができない イ、10kg以内のものしか下げることができない。
上記のとおり診断する。 平成 年 月 日	
病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科目 科 医師氏名 印	

お願い：この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

(注) 「著しい障害」とは、ア、機能障害のある上肢では、5kg以内のものしか下げることができないもの。(手指で握っても、肘でつり下げてもよい。) イ、一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか二関節の機能を全廃したものをいいます。

群馬県社会福祉協議会

(様式9)

診断・意見書（胸部、心臓、腎臓疾患等関係）

氏名：	昭和 平成	年	月	日生	男 ・ 女
住所：					
診 断 名					
現 症	参考となる経過・現症				

参考事項（医師が該当する項目の数字を○で囲んでください。）

1. 体幹の機能障害 (1) 座位の保持 ア、60分程度ならば可能である。 イ、90分程度ならば可能である。 ウ、120分程度ならば可能である。 エ、その他() (2) 受験可能な姿勢 ア、仰臥位 イ、座位 ウ、腹臥位 エ、その他()	2. 歩行の状況 (1) 困難 (2) 著しく困難 (3) 歩行不可 (4) 車いす使用 (5) その他 3. 付添人 (1) 要 (2) 不要
上記のとおり診断する。	
平成 年 月 日	
病院又は診療所の名称	
所在地	
診療担当科目	科 医師氏名 印

お願い：この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

群馬県社会福祉協議会

(別添)

確 認 証 明 書

在宅介護サービス

(○満たしている ×満たしていない)

項 目	記入欄
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている。	
ア 管理責任者(兼務可)	()
イ 訪問介護員等在宅介護の知識・技能を持つ者	()
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	()
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	()
(サービス実施に関する事項等)	
4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明	()
イ 作業手順	()
ウ 利用者に異常があった場合の対応	()
エ 実施したサービスの報告及び記録の保管	()
5 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	()
(契約等に関する事項)	
6 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。	()
7 サービス内容に対応した料金体系を明示している。	()

本事業所は、上記1～7の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添)

確 認 証 明 書

在宅入浴サービス

(○満たしている ×満たしていない)

項 目	記入欄
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている。	
ア 管理責任者（兼務可）	()
イ 入浴介護に直接従事する職員3名以上	()
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	()
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	()
(設備類等に関する事項等)	
4 入浴に必要な設備及び材料を備えている。	()
5 設備・器具類の消毒方法、管理方法等を定めている。	()
(サービス実施に関する事項等)	
6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明	()
イ 作業手順	()
ウ 利用者に異常があった場合の対応	()
エ 実施したサービスの報告及び記録の保管	()
7 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	()
(契約等に関する事項)	
8 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。	()

本事業所は、上記1～8の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添)

確 認 証 明 書

福祉用具賃貸サービス

(○満たしている ×満たしていない)

項 目	記入欄
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている。	
ア 管理責任者(兼務可)	()
イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者	()
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	()
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	()
(設備類等に関する事項等)	
4 清潔で、消毒・補修済みの用具と未了のものが区分可能な保管施設を備えている。(または、保管業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託している。)	()
5 用具の種類・材質等からみて適切な効果を有する消毒設備機材を備えている。(または、消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託している。)	()
(サービス実施に関する事項等)	
6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 福祉用具の選定方法	()
イ 福祉用具の説明方法	()
ウ 搬入及び回収の方法	()
エ アフターサービスの方法	()
オ 実施したサービスの報告及び記録の保管	()
7 医師等との連携が図れる体制が整っている。	()
(契約等に関する事項)	
8 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。	()

本事業所は、上記1～8の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添)

確 認 証 明 書

福祉用具販売サービス

(○満たしている ×満たしていない)

項 目	記入欄
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている。	
ア 管理責任者（兼務可）	()
イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者	()
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	()
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	()
(サービス実施に関する事項等)	
4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 福祉用具の選定方法	()
イ 福祉用具の説明方法	()
ウ 福祉用具の使用上の助言及び納品方法	()
エ アフターサービスの方法	()
オ 実施したサービスの報告及び記録の保管	()
5 医師等との連携が図れる体制が整っている。	()
(契約等に関する事項)	
6 事前に価格等について説明を行っている。	()

本事業所は、上記1～6の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添)

確 認 証 明 書

短期入所生活介護事業

(○満たしている ×満たしていない)

項 目	記入欄
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている。(併設施設職員の兼務可)	
ア 管理責任者	()
イ 医師(嘱託可)	()
ウ 生活相談員	()
エ 看護師又は准看護師	()
オ 介護福祉士又は介護員	()
カ 調理員(調理業務を委託する場合は、置かなくとも可)	()
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	()
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	()
(設備類等に関する事項等)	
4 次の設備を設けている。(他施設の設備を利用でき、利用者の処遇に支障がない場合は兼用可) 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、看護・介護員室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	()
5 居室の基準は次のとおりとなっている。	
ア 1室の定員は4人以下である。	()
イ 利用者1人当たりの床面積は、8㎡以上である。	()
ウ ナースコールが設置されている。	()
(サービス実施に関する事項等)	
6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明	()
イ 作業手順	()
ウ 利用者に異常があった場合の対応	()
エ 提供したサービスの記録の保管	()
7 協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	()
(契約等に関する事項)	
8 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。	()
9 サービス内容に対応した料金体系を明示している。	()

本事業所は、上記1～9の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添)

確 認 証 明 書

日帰り介護事業

(○満たしている ×満たしていない)

項 目	記入欄
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている。	
ア 管理責任者(兼務可)	()
イ 生活相談員	()
ウ 看護師又は准看護師	()
エ 介護福祉士又は介護員	()
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	()
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	()
(サービス実施に関する事項等)	
4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明	()
イ 作業手順	()
ウ 利用者に異常があった場合の対応	()
エ 実施したサービスの報告及び記録の保管	()
5 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	()
(契約等に関する事項)	
6 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。	()
7 サービス内容に対応した料金体系を明示している。	()

本事業所は、上記1～7の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(様式 10)

群馬県介護支援専門員実務研修受講試験 受験申込書記載事項変更届

平成 年 月 日

群馬県社会福祉協議会長様

フリガナ	
氏名	※受験申込時の氏名を記入してください。
受験番号	※受験票発行前の届け出の際は記入不要です。
電話番号	— —

次のとおり、(氏名・住所・その他)を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

*該当するものに○をつけてください。

記

1. 氏名 (戸籍抄本を添付してください。)

変 更 前	変 更 後
フリガナ	フリガナ

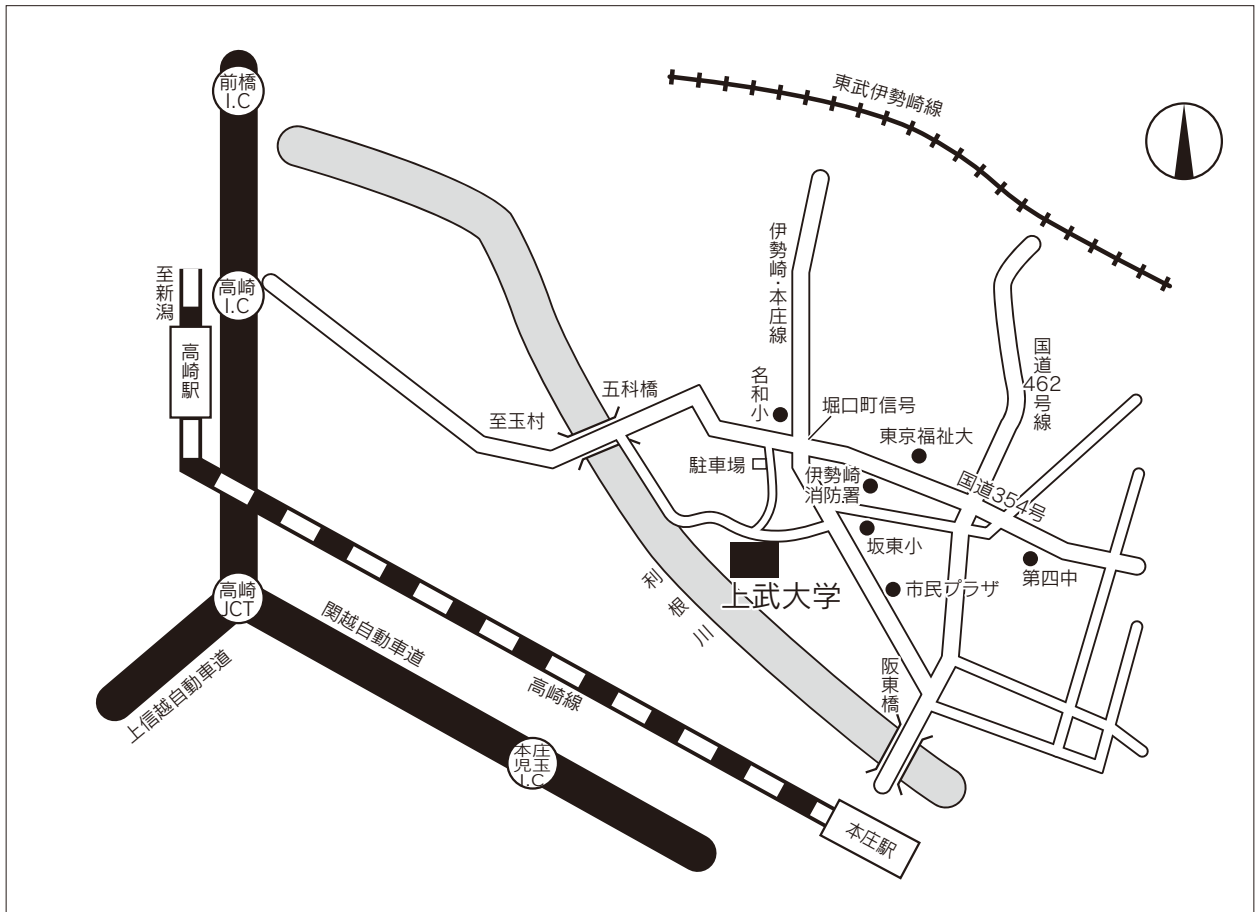
2. 住所・電話 (住所に変更がある場合は住民票抄本を添付してください。)

	変 更 前	変 更 後
住 所	〒 —	〒 —
電 話	— —	— —

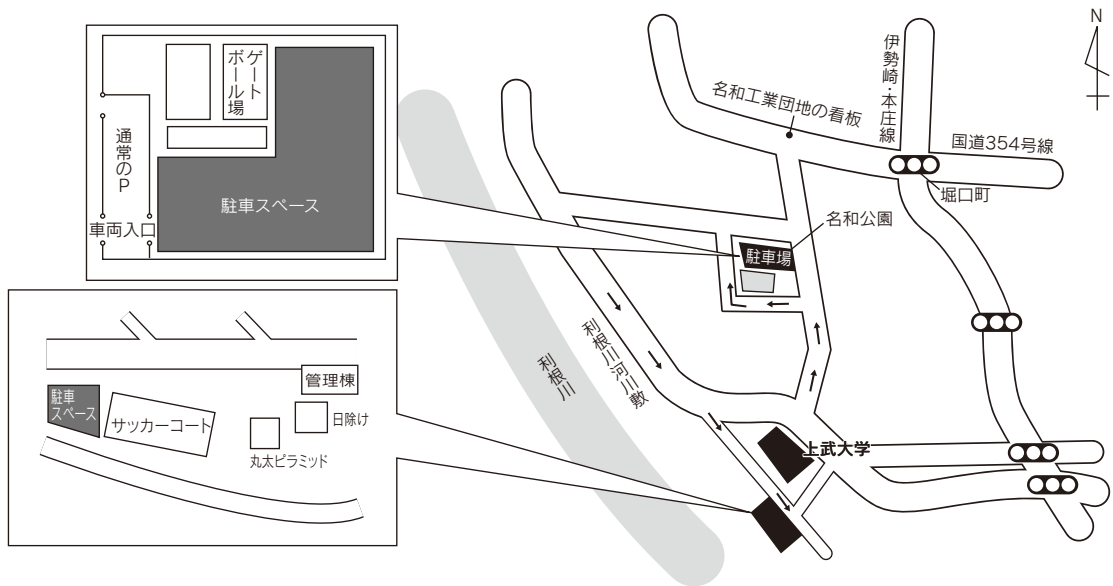
3. その他 (勤務先等)

変 更 前	変 更 後

上武大学伊勢崎キャンパス案内図 (伊勢崎市戸谷塚町 634-1)

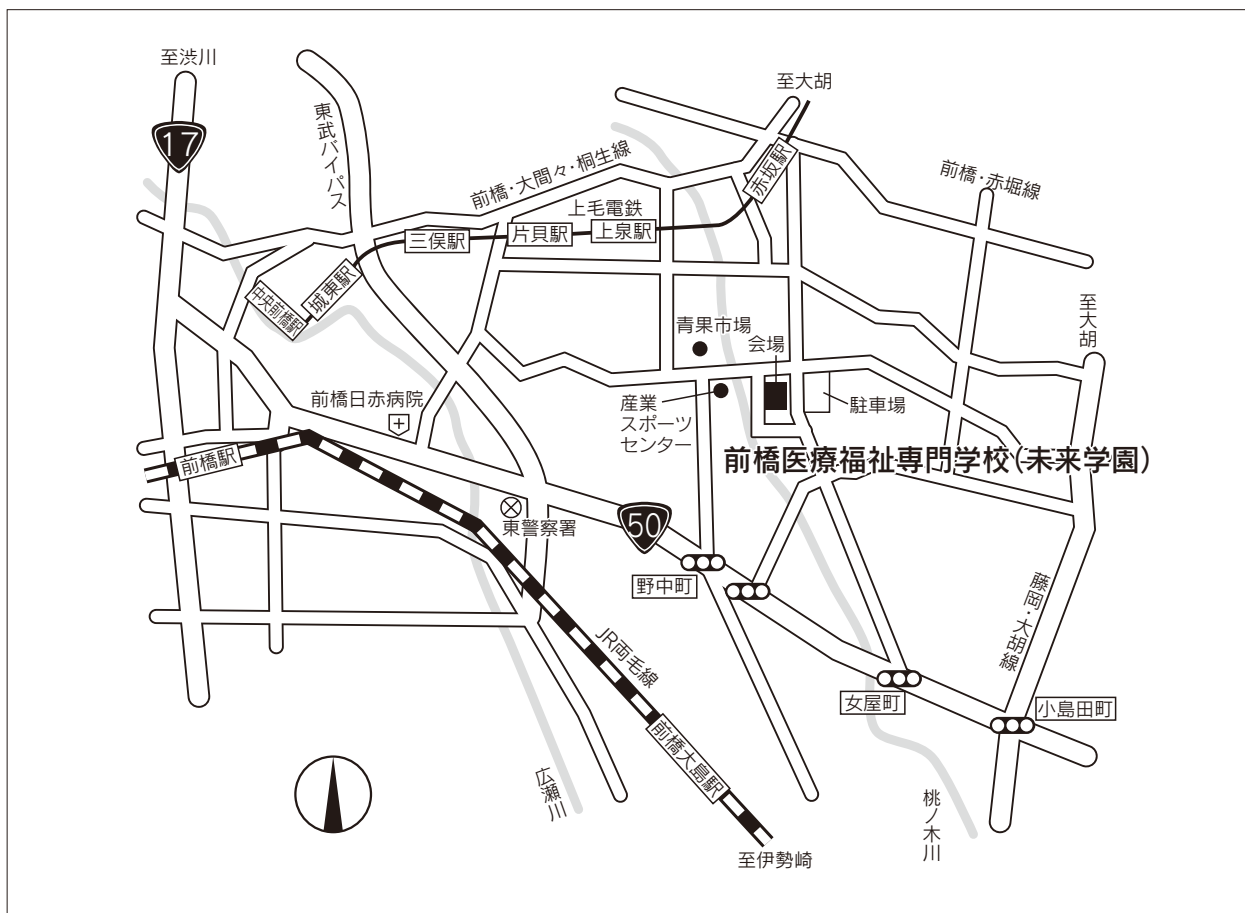


- 〔交通〕
- J R 両毛線「伊勢崎駅」下車。国際十王交通本庄行
 - J R 高崎線「本庄駅」下車。国際十王交通伊勢崎行
- } 「上武大入口」下車徒歩 15 分
- 駐車場は、会場北側の「名和公園」(徒歩 7 分) 及び会場南側河川敷の「ちびっこ広場」(徒歩 10 分) に駐車願います。

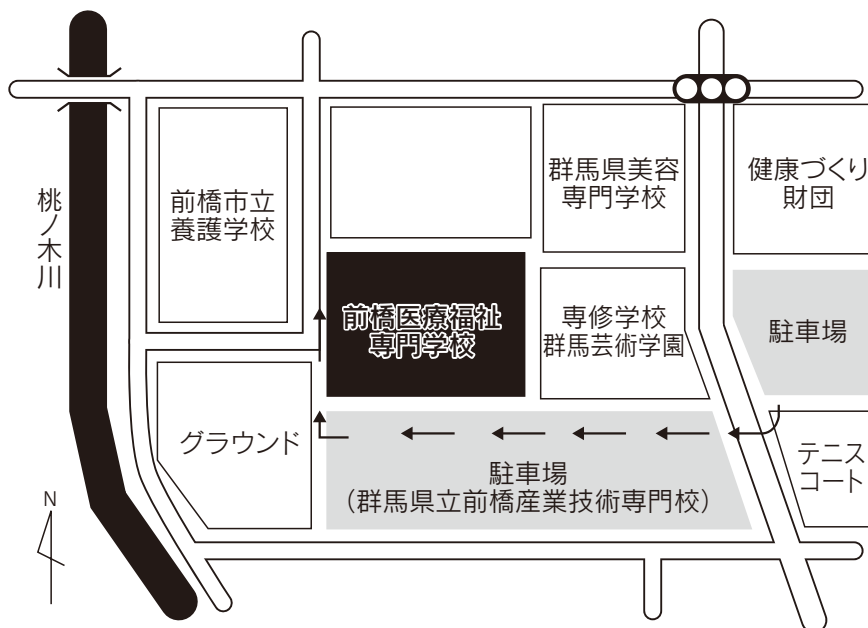


- 当日は混雑が予想されますので、車でお越しの際には係員の指示に従って駐車願います。(詰め込みにて駐車する場合があります。)

前橋医療福祉専門学校（未来学園）案内図（前橋市石関町 122-6）

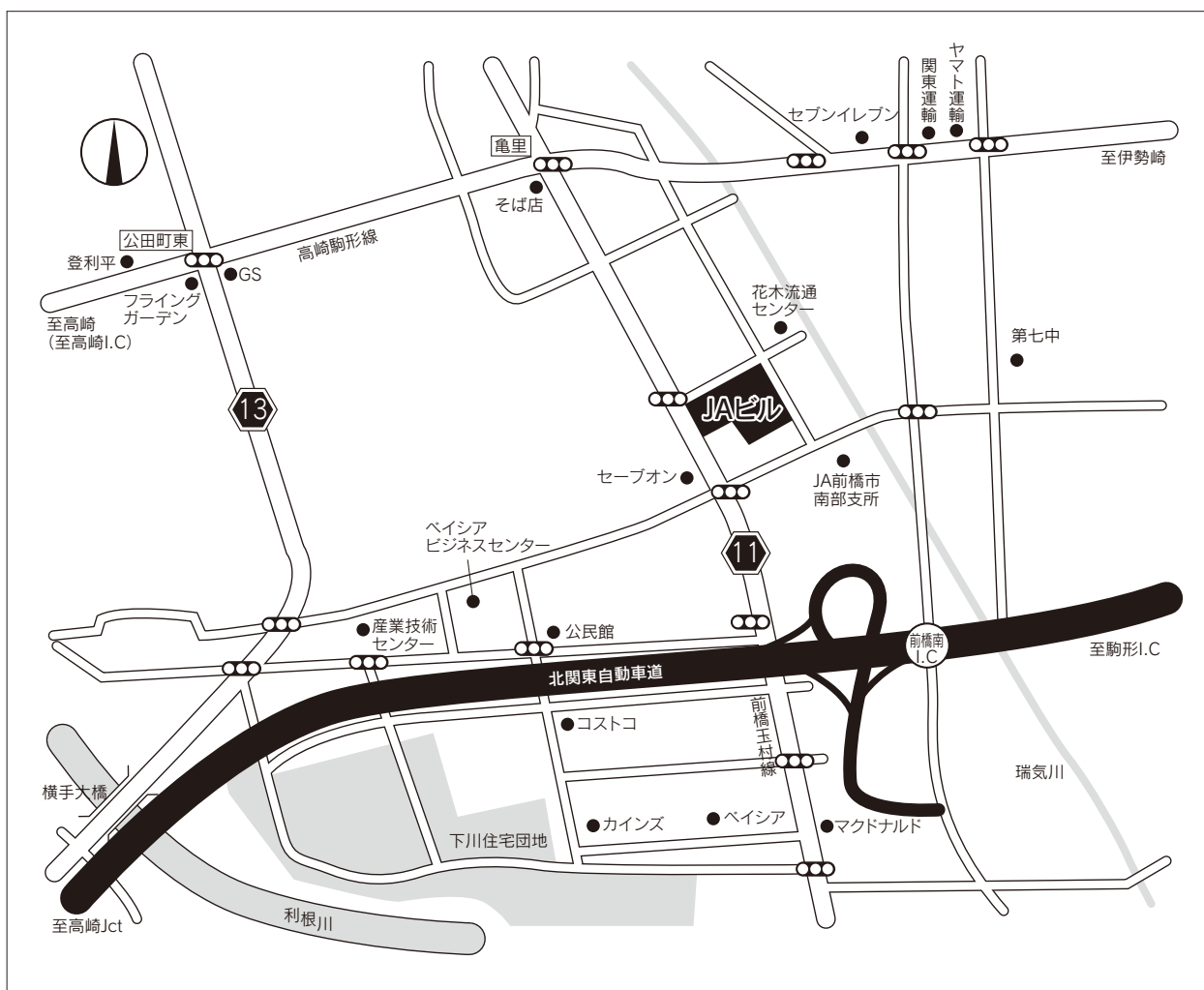


- [交通]
- 最寄りの駅 上毛電鉄「赤坂駅」下車 約 1.5km
 - 受験者は必ず「群馬県健康づくり財団」又は「群馬県立前橋産業技術専門学校」の駐車場を利用してください。（試験会場の駐車場は利用できません。）



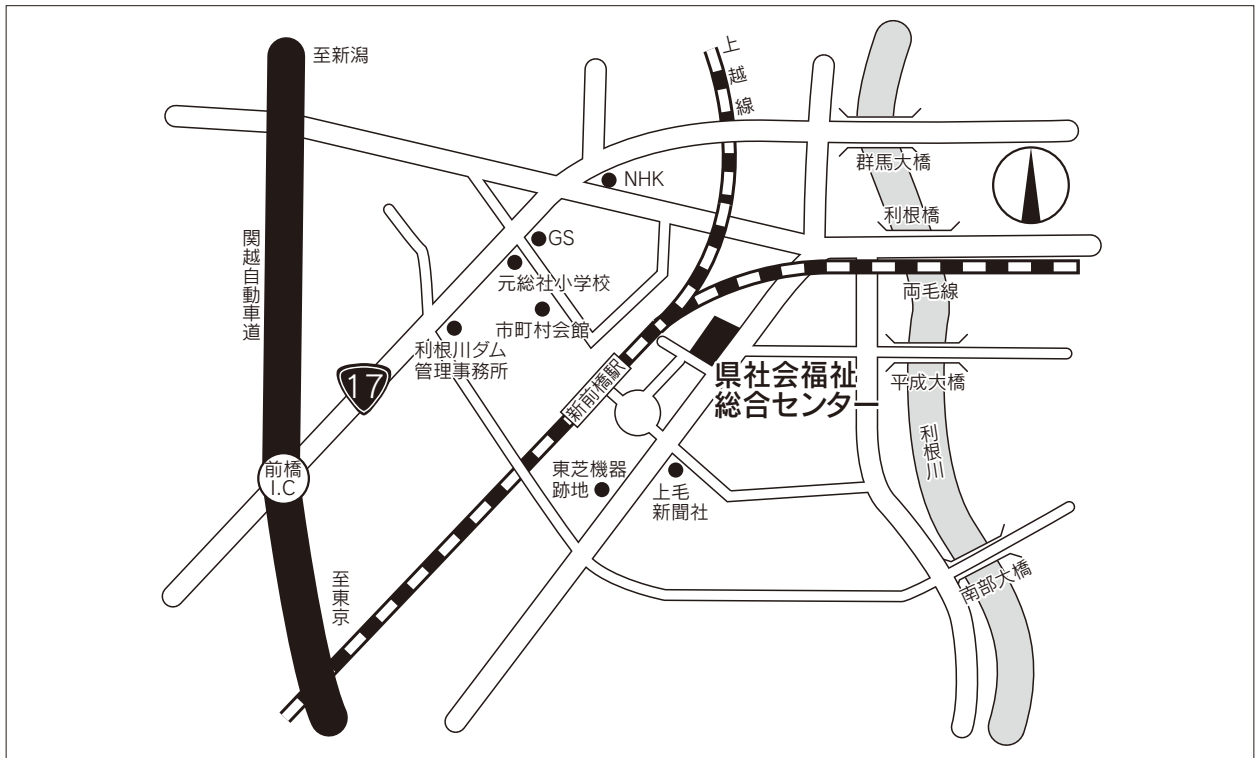
- 当日は混雑が予想されますので、車でお越しの際には係員の指示に従って駐車願います。（詰め込みにて駐車する場合があります。）

群馬県農協ビル案内図（前橋市亀里町 1310）

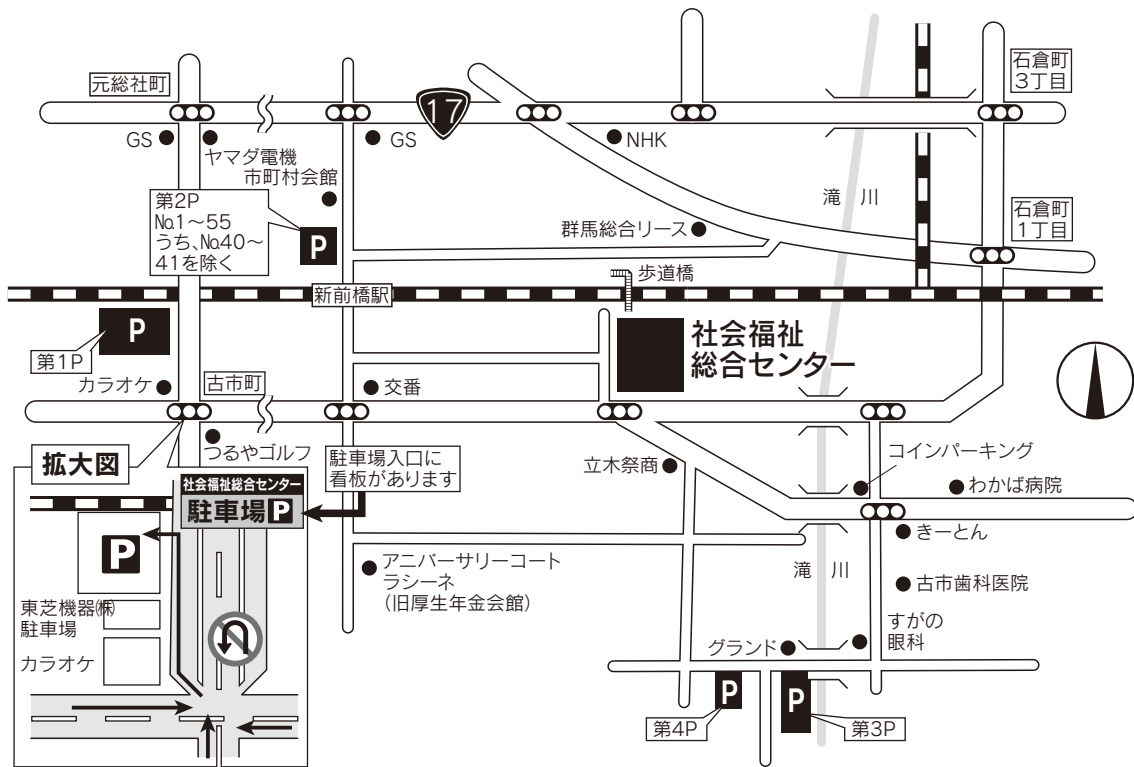


●当日は混雑が予想されますので、車でお越しの際には係員の指示に従って駐車願います。
（詰め込みにて駐車する場合があります。）

群馬県社会福祉総合センター案内図 (前橋市新前橋町 13-12)



- [交通]
- J R 上越線・両毛線「新前橋駅」東口から徒歩 5 分
 - 群馬中央バス「滝川橋停留所」下車徒歩 1 分
 - 駐車場は、構内駐車場、構外第 1 駐車場 (徒歩 15 分)、構外第 2 駐車場 (徒歩 5 分)、構外第 3・4 駐車場 (徒歩 5～6 分) に駐車願います。



- 当日は混雑が予想されますので、車でお越しの際には係員の指示に従って駐車願います。(詰め込みにて駐車する場合があります。)

02 長野		払込取扱票				通常払込料金加入者負担												
口座記号番号						金額												
0	0	5	9	0	0					千	百	十	万	千	百	十	円	
						2	2	9	5	4					7	7	0	0
加入者名 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会						料金		備考										
通信欄 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験 受験手数料																		
ご依頼人 おところ(郵便番号) * おなまえ (電話番号 - -)						日附印												

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号長第22008号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	5	9	0	0	通常払込 料金加入 者負担							
加入者名	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会													
金額							千	百	十	万	千	百	十	円
											7	7	0	0
ご依頼人	おなまえ *													
料金	日附印													
備考														

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

切り取らないでお出してください。

この受領証は、大切に保管してください。

- ※外枠のミシン目に沿って、切り取ってください。
- ※ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で納入してください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。